

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 4 )			
日 時	平成 2 6 年 1 0 月 1 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	前田委員長、千葉副委員長、吹田・小貫・高橋・上野・濱本・ 山口・新谷各委員		
説 明 員	水道局長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・建設・ 病院局経営管理各部長、保健所長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、山口委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が高橋委員に、成田委員が吹田委員に、酒井委員が上野委員に、林下委員が山口委員に、北野委員が新谷委員に、山田委員が濱本委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

---

○千葉委員

○ファミリーサポートセンター事業について

私からは、ファミリーサポートセンター事業について伺います。

本事業は、平成23年10月から開始されておりまして、運営はNPO法人に委託し、事業が行われております。

初めに、25年度の決算額591万5,184円について、事業費の内訳の説明をお願いします。

○（福祉）子育て支援課長

平成25年度の決算額は591万5,184円でございます。内訳としましては、運営に関する業務を委託して行っておりますので、その委託料として587万4,834円でございます。また、市民税非課税の方など、利用料の一部助成を行っておりますので、その関係で助成を行った金額が4万350円という内訳になってございます。

○千葉委員

この委託事業の運営費は、587万4,834円という説明ですが、この契約金額がどのような形で決められるのかについても御説明願えますでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

業務委託契約でございまして、当初予算編成時に相手方から見積書をいただきまして、その内容を精査して予算計上をしております。

また、4月からの単年度契約になりますので、3月時点から、その契約の準備行為ということで、相手方から見積りを徴するなどをいたしまして、そういった内容に基づいて契約手続に沿って行っているという内容でございます。

○千葉委員

利用がある、ないという実績ベースにかかわらず、その内容について見積りをされると受け止めたのですが、実際にNPO法人でやっている事業内容について、主なものがあれば説明をお願いしたいと思いますが、運営費ということなので、その中身についてお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

主に運営に関する人件費が300万円弱となっております。その他の内容としましては、年2回、養成講座などを開設しておりますし、事務所なども設置しておりますので、そういったような維持管理費も含めた物件費がそのほかの経費の主な内訳になってございます。

○千葉委員

事務執行状況説明書には、平成25年度の説明が若干載っておりましたけれども、事業開始からの提供会員数と依

頼会員数の推移についての説明をお願いします。

○(福祉)子育て支援課長

提供会員数について、各年度、3月末の数字で申し上げますが、平成23年度121人、24年度117人、25年度130人となっております。

また、依頼会員につきましては、23年度96人、24年度193人、25年度243人となっております。

○千葉委員

次に、この利用件数と援助提供件数についても、同じく推移を示していただけますでしょうか。

○(福祉)子育て支援課長

同様に利用件数は、平成23年度257件、24年度819件、25年度668件でございます。

また、提供件数につきましては、23年度264件、24年度828件、25年度680件となっております。

○千葉委員

利用件数と援助提供件数で若干件数が違うのですけれども、単純に考えると利用件数と援助件数は同じなのかと思うのですが、これが違うのはなぜなのか、説明をお願いしますか。

○(福祉)子育て支援課長

ファミリーサポートセンターの預かりの中で、病気の子供の預かりを行っておりますが、その際に8時間を超える場合については、提供会員2人で前半、後半と分担する形で当たっております。そうしたことで、利用件数としては、子供1人で1件でございますが、提供会員の数としては2人で2件になりますので、その差が年間の件数の差になってまいります。

○千葉委員

平成25年度の利用状況について伺いますが、これはどのような形で利用をされたのか、内訳についても説明をお願いしますでしょうか。

○(福祉)子育て支援課長

平成25年度の利用件数668件の内訳でございますけれども、大きく四つの区分に分けておりますので、まずそれを申し上げます。日常的な預かりにつきましては602件、病気の預かりにつきましては59件、緊急の預かりについては7件、宿泊を伴う預かりについてはゼロ件でした。

件数の一番多い日常的な預かりの内訳をさらに申し上げますと、保育所・幼稚園登園前の預かり等が200件でございます。同様に、保育所・幼稚園等の帰宅後の迎えや預かりが140件、保護者の短期就労、臨時的な就労に伴う預かりが115件、保護者等の外出に伴う場合の預かりが65件、その他は学校が休みの場合の児童の預かりなど9項目ほどありますが、合わせて82件という内訳でございます。

○千葉委員

今、伺いまして、いろいろなニーズがあるので利用されていると感じております。登録されている方々には、本当に有効な制度として使っていただきたいと思っているのですが、先ほど提供会員数と依頼会員数を伺いましたけれども、この中で実際に利用している利用者数と提供会員の実稼働数がどのようになっているか、少し気になるので、それについて説明を願いたいと思います。また、登録会員数に対する割合についても、一緒に説明をお願いします。これについては、平成24年度と25年度についてお願いします。

○(福祉)子育て支援課長

まず、依頼会員で申し上げます。登録人数としては、平成24年度は193人でありまして、実稼働会員数は69人、割合として35.8パーセントとなります。同様に24年度の提供会員でございます。登録会員数としては117人、実提供会員数としましては44人、割合としては37.6パーセントでございます。

次に、25年度を申し上げます。依頼会員、登録会員数としては243人、実稼働会員数としましては48人、割合とし

ては19.8パーセント。25年度の提供会員でございますが、登録会員としては130人、実提供会員数としては35人、割合としては26.9パーセントとなっております。

#### ○千葉委員

今、伺いますと、事業開始からの登録会員数は、提供会員も依頼会員もともに増えておりますが、先ほどの説明からすると、利用件数は150件ほど減っております。また実際に利用された方などの実稼働会員数も減少していると感じます。これがどのような理由からなのかということについて、分析をされているのかどうかお聞かせ願えますでしょうか。

#### ○（福祉）子育て支援課長

平成24年度と25年度の利用件数の差ですが、今、申し上げましたように依頼会員の实稼働会員数としては24年度69人で、25年度が48人でございますので、実際に利用した会員数が減っているということが、一つは件数に結びついていかなかった部分であろうかと思えます。

もう一つは、内訳的に見ていきますと、先ほども申し上げましたけれども、保育所・幼稚園の登園前の預かり、送り等の理由で使用されている件数が24年度は410件ございましたが、25年度につきましては200件になっておりますので、その他の項目もそれぞれプラスマイナスはありますけれども、この部分が大きく半減している状況もございまして、こういった要素で24年度と25年度を比べますと、利用件数が減っているものという認識をしております。

#### ○千葉委員

実稼働人数は減っていますが、平成24年度に利用した方で25年度も継続して利用している方が何人いるかについては、今、把握されておりますでしょうか。

#### ○（福祉）子育て支援課長

平成24年度実利用数が69人でしたが、このうち25年度も継続して利用されたのは31人となっております。

#### ○千葉委員

実際に継続して利用した方が半分ぐらいに減ってしまっているのかなと思えます。25年度の依頼会員数は、193人から243人に1.26倍ぐらい増えているのですが、実際に利用した方の割合は、平成24年度の35.8パーセントから、25年度は20パーセントに届かない19.8パーセントにまで落ち込んでいる状況であります。これについては、いろいろな分析をされていると思えますが、実際に依頼会員が住んでいる地域と提供会員が住んでいる地域の、地域性のバランスがどういうふうになっているかについてはいかがでしょうか。

#### ○（福祉）子育て支援課長

市内の状況を大きく3地区に分けて申し上げます。

銭函・朝里の東南部地区は、依頼会員が68人、提供会員が37人となっております。提供会員を1といたしますと、依頼会員が1.8倍に相当いたします。

次に、中部地区といたしまして、南小樽地区・山手地区・中央地区・手宮地区を合わせまして、依頼会員が131人、提供会員が47人ですので、提供会員を1といたしますと、2.8倍に相当いたします。

次に、高島・長橋・塩谷の北西部地区では、依頼会員が39人、提供会員が22人ですので、同様に提供会員を1といたしますと、依頼会員が1.8倍という状況でございます。

#### ○千葉委員

今、お伺いしました地域的にも中心部の提供会員が割合としては少ないということで、利用会員の方にとって、利用する、しないというのはいろいろなお考えもあると思うのですが、この地域的なバランスもしっかり図っていただきたいと思っております。行政側としても、今後、制度内容の充実も含めて、平成25年度の執行状況を踏まえて、それらの分析、またその理由の把握に努めてもらいたいと思っておりますが、その辺についてのお考えはいかがですか。

### ○（福祉）子育て支援課長

先ほど、平成24年度、25年度の対比ということで答弁をいたしました。そういった中で、この事業自体は、利用されている会員の生活状況や就労状況といった変化によりまして、利用の可否といったことが出てくる要素がございます。そういった面を持ちつつも、一方では具体的に利用会員数が伸びていることからしますと、一定程度比例して利用件数も伸びるのではないかとということも確かにございますので、利用会員の考え方や、そういったことを想定しながら、委託先とも情報交換をしながら、そういった把握に努めてまいりたいと思っております。

### ○千葉委員

この事業は、私が議員になった年に経験も踏まえてといいますが、元職場の同僚や後輩が本当に望んでいた内容の事業で、質問等を重ねてきたのですが、登録会員が増えているのに利用会員が増えないというのは、何かしらの理由があると思っています。今おっしゃったように、それぞれ個人の生活状況等の変化もあって使えていないという状況もあると思うのですが、しっかりとそれらの内容等を把握していただきたいと思っています。今、把握していくという答弁がありましたが、では具体的にどうしていくかということについてのお考えというのは、今時点で持っておられるのかどうかについてはいかがですか。

### ○（福祉）子育て支援課長

運営に関しましては、講座の開設、提供会員の養成講座の実施、また、回数はそんなに多くはございませんけれども、依頼会員と提供会員の交流会なども運営の中でやっております。そうした中で、特に会員の声を聞くことについて、まずは委託先の団体と検討してまいりたいと思っております。

### ○千葉委員

安倍首相は「女性が輝く時代」と言っていますが、これから先、ますます働く女性も増えるし、共働き家庭もこれから増加するのかなと思っております。本当にこの制度が、非常に充実した制度として、これからも成長していただきたいと思っておりますので、それには本当に行政側としても努めていただきたいということを要望しまして、私の質問を終わります。

---

### ○高橋委員

#### ◎ごみ処理費について

生活環境部に伺います。

決算説明書164ページのごみ処理費、収集運搬経費の関係収入の中で、車両貸付料が108万7,846円となっております。まず、この内訳として、車両台数及びその内容についてお知らせください。

### ○（生活環境）管理課長

車両貸付料ですけれども、この車両につきましては、ごみ収集車を家庭ごみ収集運搬委託業者に貸し付けているものでございます。台数は7台ですが、年度途中で返還された車両が1台含まれております。

### ○高橋委員

貸付けに至った経緯について、説明をお願いいたします。

### ○（生活環境）管理課長

もともと直営で家庭ごみを収集していた車両ですが、ごみ収集運搬を全面委託することになりまして、それらの車両を今後業務で使用する必要がなくなったこと、かつまだその車両につきましては使用が可能だということ、また委託業者から貸付けの申請がありましたので貸し付けることにしたものでございます。

### ○高橋委員

この金額の算定基準については、2年前にも同様の質問をさせていただいて、資料をいただいております。

何点か伺いますが、行政財産ということで、このバッカー車は物品になっているわけですけれども、物品である

車両の貸付料の算定基準といますか、算定方法について、説明をお願いします。

○（生活環境）管理課長

貸付け上の算出根拠ですけれども、生活環境部所管車両貸付要綱がございます。この年間の貸付料につきましては、貸付基本額と減価償却費の合計額としております。貸付基本額につきましては、貸付日の属する月における残存価格に100分の6を乗じて得た額としております。残存価格につきましては、車両の購入価格に90パーセントを乗じまして、さらにその車両の耐用月数、要綱では120か月としておりまして、これに対する残の耐用月数、計算式でいきますと、耐用月数マイナス償却月数になりますが、この割合を掛けて得た額と、車両の購入価格に10パーセントを乗じて得た額の合計額としております。したがって、120か経過した車両は、耐用月数マイナス償却月数が120マイナス120イコールゼロになりますので、購入価格の10パーセントの額が残存価格となります。

また、原価償却費につきましては、車両の購入価格に100分の90を乗じて得た額を耐用年数で除して得た額に残耐用月数を12で除した値を乗じて得た額としております。要するに、残耐用月数がゼロの車両につきましては、減価償却費はゼロとなります。

○高橋委員

言葉で説明されると非常にわかりづらい内容です。

2点、確認したいのですけれども、一つは、この価格の定義ですが、小樽市公有財産規則の中では「建物の公有財産台帳登録価格に100分の6を乗じて」となっております。今の説明ですと、残存価格に100分の6ということですから、建物と物品である車両を同率に扱うのはなかなか難しいと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○（生活環境）管理課長

建物の使用料との兼ね合いですが、車両につきましては、日々の使用による消耗が激しいため、耐用期間が短くなることに加えまして、別途修繕等の維持・管理も経年によりかさむため、車両の貸付けには原価償却後の残存価格をベースとした考え方を取り入れていることになっております。

○高橋委員

貸し付けている車両が7台あって1台が返ってきたということでしたが、6台分の取得年について、それぞれ紹介をお願いします。

○（生活環境）管理課長

平成5年の車が1台で6万5,322円、11年の車が2台ありまして、1台が9月26日に返還されておりますので、その車が3万7,576円、もう一台は通年で借りたのですが7万6,860円、12年の車が2台で、どちらも7万6,830円、13年の車が1台で7万9,698円、14年の車が1台で67万4,730円です。ただ、14年の車につきましては、23年度の貸付料を算定するに当たりまして、減価償却費の計算間違いで不足がありましたので、業者と協議の上、24年度、25年度で、その不足分をいただくということもありましたので、14年の車については、本来であれば減価償却費がなしですので7万9,380円になりますが、その減価償却費分の不足分を入れておりまして67万4,730円という金額になっております。

○高橋委員

取得した年だけで結構だったのですけれども、何を聞きたいかという、先ほど課長から説明していただいた車両貸付要綱の第2条に「車両」という項目があるのですが、「市が行う業務で使用する必要がなくなり、かつ、市が使用可能と認めたもの」とあります。この使用可能と認めたものというのは、何を基準に認めたものになるのか、これを説明してください。

○（生活環境）管理課長

市が使用可能と認めたということにつきましては、まだ収集車両として使えるという判断になります。

○高橋委員

取得から、かなり経過しているわけです。古い車両だと平成 5 年からになりますから 20 年になりますが、先ほどの車両貸付要綱でいくと、耐用月数は何か月になっておりますか。

○（生活環境）管理課長

今、計算はできないのですが、平成 5 年ですので、もう二十数年たっていますので、掛ける 12 になっております。

○高橋委員

そうではなくて、要綱では 120 か月になっていますよね。これは、あくまでも計算上の数字だと思いますけれども、10 年で計算するということになっていますが、使用するのは 15 年でも 20 年でもまだ使えるということでもいいのですか。

○（生活環境）管理課長

はい、そのとおりでございます。

○高橋委員

では、貸し付けている車両の管理、維持体制はどうなっていますか。

○（生活環境）管理課長

維持・管理につきましては、貸付業者になっております。

○高橋委員

ということは、保管も駐車も含めて全て業者で、市に名前はあっても、実態は業者のところにあるということでしょうか。

○（生活環境）管理課長

はい、そのとおりでございます。

○高橋委員

こういう形でずっと貸し付けているのですが、最終的な考え方として、生活環境部としては、これをずっと続けていくのか、それとも一定程度売り払ってしまうのか、若しくは台数がだんだんなくなっていくわけですから、物品としてなくなっていくことを考えると、補充することはあまり考えられないのですけれども、その 3 点が今後の考え方として考えられるのですが、どういうふうに検討されているのかお答えいただきたいと思います。

○（生活環境）管理課長

毎年、業者から貸していただきたいという申請が参りますので、業者がもう要らないと言うまでは、こちらでも車の老朽度も勘案しながら貸し付けることができる期間中は貸してまいりたいと思います。

○高橋委員

売払いは考えていないということですか。

○（生活環境）管理課長

実際に、平成 24 年度と 25 年度に貸し付けている業者から 1 台ずつ車の返還がございました。その際には、契約管財課でパッカー車の売払いをしております。

○高橋委員

◎不法投棄について

次に、不法投棄についてお聞きします。

同じ 164 ページに不法投棄ごみ処理等経費がありますが、直近 5 年の推移を確認したいので、不法投棄のごみ処理費の数字をお聞かせください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

平成 21 年度から 25 年度までの不法投棄ごみの処理に要した経費を申し上げます。

21年度は86万2,755円、22年度は78万9,674円、23年度は95万1,860円、24年度は66万6,013円、25年度は66万4,913円でございます。

○高橋委員

この不法投棄ごみについて、それぞれの年の処理量と処理件数を聞かせてください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

生活環境部で撤去した量で申し上げます。

平成21年度は、テレビ31台をはじめとした家電4品目が52台、タイヤが372本、粗大ごみが528個、雑ごみが1,546袋、そのほかに粗大ごみ・雑ごみの混合ごみといたしまして8,875キログラムでございます。

22年度につきましては、テレビ64台をはじめとした家電4品目が85台、タイヤが582本、粗大ごみが1,063個、雑ごみが2,703袋、その他粗大・雑ごみ混合が1万8,000キログラムです。

23年度につきましては、この年は地デジになった年でございますが、テレビ141台をはじめとした家電4品目177台、タイヤが675本、粗大ごみが1,297個、雑ごみが2,874袋、その他粗大・雑ごみ混合が7,190キログラム。

24年度につきましては、テレビが129台、テレビを含めまして家電4品目が151台、タイヤが164本、粗大ごみが232個、雑ごみが786袋、その他粗大・雑ごみ混合が9,320キログラムです。

25年度は、テレビ110台をはじめとした家電4品目が139台、タイヤが418本、粗大ごみが532個、雑ごみが2,701袋、混合ごみが1万530キログラムとなっております。

その他、パソコンやバッテリー、ガスボンベ、消火器などが少量ずつ捨てられているような現状になってございます。

○高橋委員

毎年のようにテレビやタイヤなど、結構たくさん量を回収しているというか、処理されているんですね。この不法投棄の場所は、大体似たような地域なのか、それとも毎年違う地域なのか、その辺の内容について聞かせてください。

○（生活環境）廃棄物事業所長

不法投棄の場所についてですけれども、大体同じようなところに捨てられてございます。

○高橋委員

テレビは、平成25年度は110台で、24年度は129台ですが、同じようなところに、また100台以上の物が捨てられていたということでよろしいのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

そのとおりでございます。

○高橋委員

ということは、もう不法捨場になっているということになると思うのですが、この対策として監視パトロールなど、さまざまな対策を行っていると思うのですけれども、これについて説明をお願いします。

○（生活環境）廃棄物対策課長

不法投棄の対策でございますけれども、当然、廃棄物事業所による監視パトロール、日中パトロール活動を行っております。

また、不法投棄が多くされる現場には、要所要所に啓発用の立て看板の設置や、ごみが捨てられないようにロープを張ったり、ダミーカメラを4台ほど設置するなどの対策を講じているところでございます。

○高橋委員

今話がありましたけれども、ダミーカメラは完全にダミーだということでわかっているのではないかと思うのです。毎年のように不法投棄があるわけですが、この要因として考えられることはどういうことでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

まず、一番の要因として考えられるのは、やはり排出者が捨てるに当たっては費用がかかってしまうので、費用逃れというのが一番の原因だと考えてございます。

○高橋委員

先ほど廃棄物事業所長から同じような場所という答弁がありましたが、そうであれば、例えばダミーではなくて本物の監視カメラをつけるとか、パトロールをもう少し具体的に集中してやるとか、その辺の対策はどのように考えていますか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

本物のカメラがつけば一番いいとは思いますが、実際につけている自治体などに伺いますと、カメラに映し出される範囲に限定すると、大変ごみが捨てられなくなったということは聞いております。ただ、効果が限定的であるということで、不法投棄の総量そのものは変わっていないようでございます。したがって、費用対効果を考えますと、なかなか本物をつけるというのは難しいかと考えてございます。

また、集中的なパトロールということですが、監視員が重点的に回る箇所を決めておきまして、27か所ほどを重点的に回ってパトロールをしているところではありますけれども、24時間そこで張り込みをするわけにもいきませんので、人のいないときを見計らって捨てられるのが大半であろうと考えてございます。

○高橋委員

他都市では、監視カメラもそうですが、捨てられないような形でネットを配置したり、民間の警備業者を使って、ひどいところについては集中的にパトロールを行って効果を上げているところもあるようですけれども、今後、市としては、不法投棄防止のために、この辺をどのように考えていくのか、この見解を伺いたいと思います。

○（生活環境）廃棄物対策課長

全体的な不法投棄の量としては、少しずつ減ってはいるものとは考えておりますが、なかなかゼロにすることは難しいですし、ましてや境目がありませんので、小樽市の人ばかりが投げに来るわけではありませんで、例えば銭函のほうの不法投棄のごみですと、大体証拠品が出てくる場合はよその自治体からの書類ですとか、そういったところから投げに来ていることも多いと存じます。したがって、なかなかゼロにする対策は難しいのですが、今後とも監視パトロールを続けていくことになろうかと思えます。

○高橋委員

◎し尿処理費について

次に、し尿処理費ということで、決算説明書の166ページです。

まず、数字上の確認をしたいのですが、し尿処理手数料収納事務委託料の金額と延べ人数について、平成21年度から25年度までの5年間の推移をお願いします。

○（生活環境）管理課長

し尿処理手数料収納事務委託料の平成21年度から25年度の数字ですが、21年度は延べ人数が1,205人、委託料が279万9,805円、22年度は延べ人数が1,323人、委託料が173万9,334円、23年度は延べ人数が1,192人、委託料が166万7円、24年度は延べ人数が1,012人、委託料が154万2,601円、25年度は延べ人数が942人、委託料が168万7,378円となっておりますが、25年度につきましては、この年度からし尿の手数料の新しいシステムを導入したため、システム保守料が18万9,000円含まれております。したがって、21年度から24年度の見合いの数字で言いますと、25年度の委託料は149万8,378円になります。

○高橋委員

同じく、その下にある収集運搬委託料についても、平成21年度から25年度についての5年間の推移をお願いします。

○（生活環境）管理課長

平成21年度が7,399万9,800円、22年度が7,299万8,100円、23年度が7,199万8,500円、24年度が7,099万8,900円、25年度が6,999万9,300円になっております。

○高橋委員

課長もお気づきだと思うのですが、この3項目についてはいずれも減少傾向だと思います。

平成21年度と25年度の対比を率で示して確認しましたが、し尿処理手数料委託料が約6割です。この5年間の対比で6割。人数については78パーセントで、要するに減少してきているということです。しかし、今、答えていただいた収集運搬委託料は、21年度と25年度の対比では95パーセントで、逆に言えばほとんど下がっていない状況にあります。

何を言いたいかというと、この収集運搬委託料の金額というのが、最低経費でどうしてもこのぐらいはかかるものなのか、その辺がこの数字では見きれない部分があります。先ほどの上の2項目については大きく減少しているけれども、実際の収集運搬委託料については、多少しか下がっていないというこの傾向が違う数字については、生活環境部としてどのような見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

○（生活環境）管理課長

手数料の収納事務の委託につきましては、くみ取り世帯が減っていることもありまして、それに従って滞納している世帯も減りつつあるということでそれなりに減ってきていると思います。

また、収集運搬委託料につきましては、例えばくみ取り量が減っても、単純に3人世帯が2人世帯なったというだけでくみ取り量は減るけれども、世帯数等は変わらないとか、また、まれな例ですが、ある区域の収集がまるつきりなくなれば、その地区には行かなくてもいいわけですから、その分については収集運搬委託料にはね返ることもあるのでしょうか、そういうケースはまずないだろうということもあります。これらのことを踏まえながら、ここ数年の委託料につきましては、毎年、し尿の収集件数の変化や収集車両の稼働状況を基に委託業務の体制について受託業者と交渉を重ねてきておりましたが、人員や車両の体制、また最近で言いますと、工事現場の仮設トイレの扱いという課題などもあり、なかなか相手方と折り合いがつかないということもありまして、ただそれなりにくみ取りの量も減ってきているということもありますので、物価の下落等を考慮して、徐々に下げているという実態でございます。

○高橋委員

それでは、延べ人数ではなくて、世帯数は押さえているのでしょうか。

また、ある程度限定された地域ということでしたが、恐らく水洗化されないところが多いのか、若しくは事情があって水洗化されていないという、要は決まった方々なのかなというふうには私は推測しているのですが、その辺についてはいかがですか。

○（生活環境）管理課長

くみ取りの世帯数については、今、手元に資料はないのですが、ただくみ取りとして残っているのは、下水道がつながっていない区域、また下水道がつながっていても、高齢者の世帯でこれから水洗化しても空き家になる可能性があるということで水洗化をためらっている世帯もあるというように考えております。

○高橋委員

先ほどの収集運搬委託料についてですが、ある程度厳密にといいますか、詳細に一定程度原価計算なり、ある程度の最低限の経費のかかり案配など、当然、業者も考えているところであろうかと思っておりますので、市の考えているところと符号する一致点を見つけないと、課長も言われましたけれども、人口減少でどんどん下がっていくということで、だけれども経費は一定程度かかるということを考えれば、その見合いを検討しなければならないのだろうと、逆に言えば考えなければならない時期に来ているのだろうと私は思うのです。そういう面では、この委託料の

根拠となる一定程度の数字を生活環境部でも押さえてほしいと思っているものですから、本日は時間がないので議論しきれないので、また別な機会にも議論をさせていただきますが、その辺の考え方を聞いて質問を終わりたいと思います。

#### ○（生活環境）管理課長

先ほども申しましたが、委託料につきましては、業者といろいろ交渉を重ねて、結局は、物価の下落程度の金額ということになっておりました。

ただ、今年度につきましては、収集作業に従事する従事者層が類似する建設作業員の人件費や燃料費の上昇を考慮するとともに、収集件数や収集量の減少に伴う収集車両の減車や人件費の積算について、市内の事業所の賃金水準に合わせることににつきまして、相手方と協議が調うことになりましたので、消費税のアップ分はありますけれども、税抜きでいきますと、実額で400万円程度の減少となっております。

#### ○生活環境部長

今の答弁に少し補足しますが、はっきりと言いまして、今までなかなか収集委託料を落とせなかったのは、車両台数などをどういう体制にするかという部分で、先ほども課長からの答弁にありまして、市内満遍なくまだし尿処理の世帯があるものですから、なかなかその辺の折り合いがつかなかった部分がございます。今回、その辺の台数については、例えば冬になりますと1か所に2台で行って、小さい車が上って中継して、もう一台の大きいバキューム車につなげるといったことをやっております。ですから、年間を通じて同じような収集体制にはなっていない状況もございまして、その辺をもう少し詳しく分析した委託方法に今年度から変えてございます。

また、先ほど申しました仮設トイレの収集についても、もともと市の収集は計画収集ということで、定期的このうちは何か月に一遍というのを組み合わせて日々の収集の体制をつくっているのですが、仮設トイレになりますと不定期に突如入ってくるということで、時間外対応が結構あるといったことも一つのネックになっていましたけれども、その辺もある程度委託料の積算の中で見られるような形に変えてございます。いずれにしても、今年度に関しては、大幅に委託の積算方法を見直しているということで御理解いただきたいと思います。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

#### ○山口委員

3点ほどお聞きします。

毎年申し上げていますが、毎年9月に出していただきます小樽市の財政を見ていますけれども、数字で言うと、人口が減っているだけではなくて、それに輪をかけて税収がどんどん落ち込んでいます。平成21年度は市税で約145億1,800万円、これは5年間で、平成25年度は135億1,900万円ぐらいだから、10億円近く落ちています。財政力指数もずっと落ちているわけで、21年度は自主財源として約203億4,200万円、このときの依存財源が約366億2,800万円でしたが、25年度は自主財源が約199億7,000万円、依存財源は402億1,400万円、ますます自主財源が細って依存財源に頼らざるを得ない状況になっております。こうした中で、ある意味では、交付税によって自治体の財政は、もう一気に破綻する状況にもなりかねないということです。今、国はいろいろな事業に交付金でお金を出しておりますが、国の台所が大変厳しい状況だということは、皆さんもおわかりだと思います。これまでと同じように、小樽市が依存している国の交付税に頼れるような状況なのかということ大変難しいと思います。

一方で、市内の状況を見ますと、サービス業はどんどん事業者数が増えていますが、他の業種はどんどん細っている状況です。これは、ほとんどの日本の地方都市どこでもそうですが、製造業はどんどん海外に行くわけですから、かつて製造業で潤った中小都市も結局サービス業で生きざるを得ないことから、例えば観光で力を入れて外部からの消費を取り込むことを中心に施策として進めていかざるを得ない状況に今はなっているわけです。

そういう意味で小樽市は、二十数年前に観光都市として生まれ変わって、今、主要な産業として観光を持っているわけですが、政策として製造業と結びつけてそこで雇用の場をつくり、なおかつ製造業が観光とリンクをして大きくなって、そこから税収も上がってくるような構造にはなかなか変わっていけないというのが私はこのまちの問題点ではないかと思います。産業政策はいろいろ打っているのですが、なかなかうまくいっていないのが現状ではないかと。その原因は一体何なのか。今は調査をやっておりませんが、平成12年度と15年度・16年度に観光客動態調査をされています。20年度にもやりましたけれども、あまり細かい内容の調査はできていませんが、地場調達率でいきますと、前にも申し上げましたけれども、12年度に65パーセント以上あったものも16年度には49.3パーセントに落ちています。20年度の調査では、12年度と15年度・16年度の調査で、土産品のトップであったガラス工芸品が、今は菓子が変わって、一人一人の客単価が下がっている状況でした。菓子がトップになりましたが、堺町をごらんになると、ほとんどが道内の業者で、市内の業者ではないわけです。ということになると、地場調達率は、15年度・16年度の調査時よりもはるかに下がっているということで、経済効果がどんどん落ちているということです。何とか小樽の事業者に、例えば製造業の数字は下がっておりませんので、銭函地区で工場立地されたようなところがあって下がっていないということもあるのですが、もう少し地場の企業に意欲を持っていただいて、ブランド力を生かして会社を大きくしていただくと。そういうところに力を注いでいくしか、今後の方向性は見いだせないのではないかと考えているところです。

観光の都市としての魅力が落ちたかということ、やはり落ちたと思います。落ちた要因が何かということ、堺町と運河街園のほんの狭いところでの観光の受皿しかなかったということです。それでようやく、第3号ふ頭については、来年度から予算をつけ始めるということで、さま変わりしつつあるということです。倉庫を移転して、第3号ふ頭の利用の仕方が変わってくると、基部については都市機能を今後立地していく方向性になるということですよね、海の魅力というのが。旧国鉄手宮線の整備が来年には終わりますし、天狗山についても、今、中央バスが計画を立てていらっしゃる。それが実現されるものだと思っておりますけれども、少なくとも新たな魅力をハードの面で用いられて、そして新たな観光の底上げを図っていくことが重要ではないかと思えます。

#### ◎歴史的建造物保全のための助成金の予算について

今日は決算特別委員会なので、こんな話ばかりをしているわけにはいきませんが、本市の都市景観形成、これは重要な小樽の魅力の一つですけれども、私がずっと思っていたのは、私どもはいろいろなところに視察に行くのですが、予算が本市よりも小さなまちでも相当な金額を積んで、一生懸命景観保全をやっていらっしゃるのです。それから、新たな景観形成にも予算を費やして魅力をつくっていらっしゃるわけです。本市の状況を見ますと、この都市の規模、また早くに景観条例を持ったまちとしては、非常に金額的に小さいと思います。保全改修費については、300万円強と今はなっていますが、そういう要望がないということもあるでしょうけれども、いずれにしても、もともと持っている金額が、今、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の中で基金を積んで、それを原資にして事業をやっておりますが、私は特に今、旧国鉄手宮線沿線のことを申し上げておりますけれども、旧国鉄手宮線はせっかく整備したのに沿線に魅力ある建造物がないわけです、歴史的な建造物もありませんし。だから、新たな景観形成を誘導していかないといけないと思うのです。少なくともこのまちでは、そういう政策的な施策があるのではないかと私は思うのですが、なかなかいい答えをいただけないのです、いつも。ただ、本当にそういう方向性を出して景観で売っているまちで、外に対してアピールしているまちですから、やはり景観の荒廃というのは、いろいろな条例が施行されているわけですから、新たなそういう施策を打ち出してアピールをする必要があるのではないかと思いますし、それがまた都市の新しい資産になりますから、ぜひ、そういう施策を考えていただきたいと思えます。

いきなり質問になりますけれども、今、申し上げたような方向で、例えば、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例ですが、これは寄附条例ですから寄附金です。その寄附金の項目の中に、新たな新景観形成を、特に

旧国鉄手宮線ですが、そこに加えるような予定というか、検討された経緯はありますか、また、されるつもりはありますか。

○（建設）まちづくり推進課長

先ほど、委員から話のありました歴史的建造物保全の助成金の予算でございますけれども、平成25年度は500万円 で予算を計上しております、決算としてはもう少し落ちていますが、今年度は1,000万円と予算を倍増しておりますので、この辺は我々も努力しているところでございますので御理解いただきたいと思 います。

また、旧国鉄手宮線沿線の歴史的建造物の活用につきましては、例えば北運河のほうはこれから整備する地域 になります、これは旧日本郵船株式会社小樽支店などを意識して、旧国鉄手宮線のほうを整備していくとい うことで考えてございますので、委員が満足されるような内容かどうかはちょっとわかりませんが、我々として も意識をしながら旧国鉄手宮線を整備しているところでございます。

また、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例などで、旧国鉄手宮線の景観の修正というメニューを 検討したらどうかというお話でしたが、今、庁内で、ふるさと納税制度の活用について、この寄附条例だけではなく、もう少し幅広く検討していこうという動きもありますので、そういった中で取り込めないかということ を我々としても検討していきたいとは考えてございます。

○山口委員

ぜひ、検討していただきたいと思 います。

◎河川整備事業について

次に、河川防災について伺いますけれども、決算説明書の187ページの河川管理費の中で、特に銭函地区河川防 災事業費という記載がありますが、この工事の内容について、聞かせていただけますか。

○（建設）建設事業課長

銭函地区河川防災事業費でございます工事の部分につきましては、河川名としましては銭函石山沢川という川で して、極東高分子の工場があるのですが、そこから国道を渡りまして高速道路に向かって延びている川がござい ます。こちらの現状としましては、ほとんど崖面というぐらゐの急なところを、自然河川ですが、そこに川が流 れている状況でございますので、土砂の流出というか、溢水と申しますか、そういう状況が見られたものでは ないかと、これにつきまして護岸箇所を整備する工事を行ったものであります。

○山口委員

この財源の内訳を聞かせてください。

○（建設）建設事業課長

財源の内訳ですが、この工事についていきますと、財源から言いますと起債事業になってござい ます。

○山口委員

基本的に河川防災ですから、私は国の補助事業として実施しているのかと思 いましたら、どうもそうではないと いうことで、市の管理河川の防災事業というのは、国の財政的な関与は どういうふうになってい ますか。

○（建設）建設事業課長

国庫補助金に関する部分ですが、現在は社会資本整備総合交付金になってござい まして、こちらの交付要綱によ りますと、基本的に市が多く管理する普通河川は、その交付の対象にはな っていないところでござい ます。

○山口委員

その話を伺って、私は大変驚いたのですが、特に近年は、気候異変で、北海道もそう ですけども、いきなり100ミリメートルを 超すような雨が1時間で降るよ うな、こんなことは本州でも100年に一 遍ぐらゐの事象でしたけれど も、最近、富みに起こるわけ です。北海道でもそういうことが起 きているわけ です。そういう中で、防災事業を盛んに国も言うわけですが、どうも自治体の管理河川については、財政的に国が関与しないと、 そういう事情を聞

いてびっくりしたわけです。これは、とんでもないのではないかと思います。私は、川釣りが大好きで、北海道の小さな河川、市の管理河川にも行くのです。大体は北海道の管理河川に行くのですが、ほとんどの川については、防災目的で河口部から上流部までもう 3 面張りもいいところですね。最近、それが終わった後に、今度は河川にブルドーザーを入れてさらっています。なぜ、そこまでするのかと思うぐらい、上にダムをつくっていながら、さらにそういう工事をやっています。無駄とは言いませんが、正直言って、ほぼ地域の土木建設業者を食わせるためにやっているのではないかなという事業です。でも、小樽市の管理河川については、まだ自然河川で残っているところがたくさんあります。今、財源措置の話聞いて納得したのです。自治体の管理河川で実施する防災事業というのは、北海道や国と違って、やむにやまれずどうしてもこれはやらざるを得ない、危険だということをやっているという事は理解できます。今日は市長がいらしゃいませぬけれども、予算措置を国でしていただくように全国市長会なりの場で要望してもらうのが当たり前だと思いますが、今後そういうニーズは高まってくると思います。それを単費で起債を起こしてやれということですよ。これは、少し理不尽ではないかと思うのです。その辺について、私は国に対して強く要望してほしいと思いますけれどもいかがですか。

○（建設）建設事業課長

全国市長会の要望事項につきましては、準用河川までについては予算の拡充を求める要望はあるようでございますが、それ未満といいますか、我々が管理するような河川については記載がない部分がございますので、今後そういった部分の要望活動をどのようにしていくことができるのか、勉強していきたいとは考えてございます。

○山口委員

◎雪対策について

次に、雪対策に入ります。決算説明書の186ページです。

除雪費に大変な金額がかかりまして、当初予算から見たら相当積み上げている状況です。こういう金額が、毎年積み上がっていくかと思うと、財政としては相当つらい部分があると思うのです。予算より 5 億円以上上がっているわけですから、どうなのだろうと、来年は雪というよりも電気代も上がるわけです。だから、なかなか落とすことができないということがあると思います。

常任委員会でも出ておりましたけれども、近年は、市の直接の除雪に加えて、貸出しダンプ制度が利用されているわけですが、相当増えてきたのではないかという印象があるのですけれども、どういう傾向になっていますか。

○（建設）庶務課長

貸出しダンプ制度についての御質問でございますが、利用団体数で答弁させていただきますと、平成23年度394 団体、24年度が433団体、25年度が461団体で、少しずつ伸びている状況でございます。

○山口委員

決算説明書の中で、貸出しダンプ制度にかかわる費用は、どういうふうに見ればよろしいですか、お聞かせください。

○（建設）庶務課長

決算説明書の186ページに除雪費がございまして、その中に除排雪車両借上料 1 億6,500何がしの金額が出てございますが、この中の内数になりますけれども、これが貸出しダンプ制度でダンプを借り上げているものですから、これが金額になります。

○山口委員

1 億6,565万6,334円というのが除排雪車両借上料の総体になっていますよね。これが全部そうだということですか。

○（建設）雪対策課長

除排雪車両借上料の内訳でございますけれども、今ここに記載されている 1 億6,565万6,334円のうち、貸出しダ

ンプ制度の借上料に係る金額については 1 億 3,987 万 8,834 円となっております。

#### ○山口委員

大半ですね、そして結構な金額です。私は、前にも提起したのですが、貸出しダンプ制度というのは、ある意味では市の除雪が行き届かない路線について、住民の皆さんにお金を一部出していただいて市も負担しますのでやってくださいということで始まった制度なのです、そういうふう聞いております。市の除排雪路線になっていて、第 2 種路線でも貸出しダンプ制度を使っているところも結構あるのです。なぜ、そういうところがやるのか、例えば市の除雪のレベルが下がったから貸出しダンプを入れてきちんとやりましょうというふうになっているのかと思いましたが、どうもそうではない。除雪費用も年々、そんなに減っているわけではないし、市の除雪レベルも落ちているわけではないのです。車両の通行の確保は、きちんと市はやっていらっしゃるんですよ。回数も、例えば 2 回が 1 回になったとか、そういう事例はないですね、あるのですか、そこだけまず確かめたいのですが。

財政がないから除雪レベルが落ちていると言われているのですよ、落ちているのですか。

#### ○（建設）雪対策課長

基本的には出動基準に基づいた出動となっておりますので、そのようなレベルが落ちたという認識は持ってございません。

#### ○山口委員

そうした中で貸出しダンプ制度の利用が増えているわけです。実態を見ますと、貸出しダンプ制度の利用は、事前に申し込みますから日にちははっきりわかっていますので、当然、自分の敷地の雪を出すわけです。昨年も若干そういうことを申し上げて調べてもらうようお願いしていたのですが、これはどういうことかと言うと、例えば、市の除雪で、その地域の除排雪を全部終えるのに大体三日かかるところをその半分ぐらいの地域について貸出しダンプ制度も利用していると。それを 6 日間で申請しているという事例があります、最高 6 日までオーケーですから。それでどういうことが起きるかと言うと、いったん貸出しダンプで排雪します。そうすると、また雪を出します。そうしたら、その地区にまた入ります。そうして二度ほど入って、結局きれいになります、みんな宅地の雪も出しますから、そういうことがあるから、1 回そういう実態を含めてきちんと調査をしたらいいのではないですか。それで、日数制限なりをかけてできないのか。そうしないと、この金額は膨らんでいくということです。

もう一つは、やはり前から議論させていただいていますが、貸出しダンプ制度を最初につくったときの趣旨です。それをルールとしてきっちり決めて運用することが本来ですが、どうも最初にできたときのいきさつから、結局、今ルールをつくってやるということができない。例えば、幸地区やオタモイ地区については、ほとんど貸しダンプでやっているところがあるようです。市の除排雪ではなくて、貸出しダンプ制度で一生懸命やっていたというところがあって、結局全部を見直していかないと、当初のルールというか、当初の目的というか、そういうものが守れないことになってしまうわけです。うまく言えませんが、いずれにしても貸出しダンプの制度の一定のルールをきちんと告知して、周知をしていただいて、それで使っていただくように徹底していただけないかと思うのです。それには、実態の調査を、現場に入ってどんな使われ方をしているのかということも含めてやっていたらいいと思いますが、その辺について、今どういうふうにとまめられているのか、どういう状況なのかを聞かせていただきたいと思います。

#### ○（建設）雪対策課長

市にかかわる部分と貸出しダンプ制度にかかわる部分のデータの整理ということで、以前、お話があったと思うのですが、現在、排雪量のデータ収集については、これまでの過去のデータを見ますと、市と貸出しダンプ制度の施工時期の違いによりまして積雪量も当然異なってきます。これによって、なかなか比較することが困難になっておりますので、今後は、またデータ収集に努めて、同じ状況下の中で排雪量がどのぐらい違うのかということも含めた中で分析してまいりたいと考えております。

## ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

## ○吹田委員

### ◎保健所の予防費について

まず、保健所の予防費について質問します。

予防費は、予算と決算の関係から見ますと、総体では平成25年度は予算が2億2,270万円ほどの金額で、決算では1億6,100万円程度で、6,000万円ほどが不用額になっています。24年度におきましては、予算が約2億5,900万円で6,600万円ほどの不用額があります。また、23年度では、どういう意図で予算を組んだのかはわかりませんが、3億830万円ほどの予算でありまして、8,520万円ほどの金額が残ったというように、例年大きな数字が残っている状況であります。10年ぐらい前の状況を見ますと、さまざまな内容が変わっていると思うのですが、予算が7,400万円ほどしかないのですけれども、この予算に対して決算は7,240万円ほどということで、収支差額が160万円程度という状況にあるのです。例えば、23年度から25年度ぐらいで、何でこういう予算の立て方をして、決算的にこうなってしまったのかについて、内容を少し説明していただきたいのですがいかがでしょうか。

### ○（保健所）山谷主幹

平成23年度から25年度の予算額と決算額の差が大きいことについてのお尋ねかと思いますが、どういった理由からかということですが、25年度につきましては、子供の予防接種でありますヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン、この三つのワクチン事業が定期接種化になりましたが、定期接種化されてからまもなくの6月の中ぐらいに、全身に痛みが生じるといった副反応報告がありまして、定期接種の積極的な勧奨を差し控えることになりましたので、これによりまして接種を受ける方が極端に減少したことにより不用額が大きくなっているものでございます。

また、23年度、24年度につきましては、ここ数年、予防接種事業の見直しがいろいろとかかっておりまして、23年度につきましては、今、説明させていただいた定期接種化になった3ワクチンが、定期接種化の前の緊急促進事業が始まった年度であること。また、24年度につきましては、ポリオワクチンの内容が生ワクチンから不活化ワクチンに変わるとか、新たに不活化ポリオワクチンが組み込まれた四種混合ワクチンが年度途中から導入されるといった変化が生じている年度でございます。こういった予算立てをするときには、接種対象者が類似している予防接種などの接種率を考慮して予算を立てますが、実際には見込みよりも受ける方が少なかったことでありますとか、3ワクチンのうち子供が接種する、たしかヒブワクチンだったかと思うのですけれども、途中で死亡事故などがあつたり、急激に受ける人が増えてワクチンが不足するなどということがあつて、接種を一時的にとめるといったことがあつたりしまして、そういったもろもろの影響により、見込みよりも少なかったことが影響しているものと考えております。

### ○吹田委員

私もこれを見まして、例えば子宮頸がんワクチンについては、1人当たりの接種が1万円ぐらいの金額です。平成23年度は、子宮頸がんワクチンの接種者は1万611人という形で決算上出ているのです。24年度は6,625人ですから、前年度から見たら約4,000万円は費用が金額的に減ったこととなりますし、また25年度においては5,335人ですから、前年度から見たら1,300万円程度の金額が24年度と25年度では差があると。これは、実際の額から見ると大きな金額になりますから、そういう状況にあるということで一応こういう金額があつて、なおかつ一般の予防接種にかかわっては医師が動きますから、これは委託的なもので支払があると思うのです。これにかかわっては、23年度は全体数が接種にかかわっては2万7,452人で予防接種委託料は7,350万円ほどです。また、翌24年度は3万182人で約8,260万円、25年度は2万6,577人で7,000万円ぐらいです。だからこの辺は、それほど大きく変わっていないのか

なという感じもするのですが、こういう金額が、実際に今年度はこの程度余るといのは、原課では、いつごろに見極められるものなののでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

接種者の状況につきましては、やはり年度末になりませんと全体的な接種を受けた人数がわかりませんので、年度末にならないと大まかなところはわからない状況です。

○吹田委員

さまざまなこういう予防接種の関係の事業が行われているのですが、年度末を越えないと請求が来ないとか、こういう接種にかかわっての医薬品関係もあるのですけれども、こういうものはどういう形の請求になるのですか、月単位で処理しているのか、例えば年度に行ったものは翌年 4 月か 5 月でないと払わないとか、こういうやり方をしているのでしょうか。毎月請求があるのであれば、ある程度の数字が出てきますから、どの程度進んでいるのかということもわかると思うのですが、そういう形の捉え方というのは、どのようになっているのでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

そういった把握につきましては、例えば毎月の請求は、翌月の 10 日前後に保健所に参りますので、その請求で人数そのものはわかります。

○吹田委員

件数はわかるけれども、金額はわからないという感じの見方ということでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

人数、金額ともに、いずれもわかります。

○吹田委員

基本にお金を使うというのは予算管理というのが絶対条件ですから、そういう面ではこれだけの大きなお金が残るといのは、私にすれば、1 月くらいになったらあと 2 か月しか残っていないのだからと思うのですが、その前に、こういった予防接種にかかわっては、年度末に集中して接種されることが考えられるのでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

接種の状況は、年度末に集中するという傾向はございません。

○吹田委員

私は、こういう形でものが動くのであれば、市の予算は、非常に限られた形で動きますので、予算として資金を持っているというイメージで見ると、予防費だけでもこれだけの金額がこういう形で毎年あって、私にすれば財政の担当でこういうのを管理して、ここは余裕があるから補正のときに、万が一、先ほど言ったように雪などのときには、ここにお金があるからそちらに投入しようというのが普通ではないかという感じがするのです。この辺は、保健所がそういうものの中心になるという想定はないのですが、こういう形で極端に余裕がある場合については、そういうものについて財政の担当と何かコンタクトをとることがあるのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

平成 25 年度で申し上げますと、確かに予防費で 6,000 万円程度の不用額が出ておりますが、これは先ほど主幹から申し上げましたとおり、子宮頸がんワクチンの接種者が非常に少なかったのは、副反応等によるものでございまして、先ほど主幹が年度末にならないとわからないと申し上げたのは、どれぐらいの方がこの予防接種を受けるかというのは、月単位で精算はしていますが、確定値は年度末にならないとわからないという意味でございまして、ただ傾向的には、年度を越えたあたりからは、相当の不用額が出るということについては把握しておりましたし、財政担当に対しましては、年度を越えていろいろ決算見込み等の照会が来ますので、その中で報告をさせていただいておりますが、これは保健所ばかりではなく全部局が報告をしていますので、その結果を見て補正することもありますし、そのまま不用額として残すこともありますし、その辺については、私どもからは報告させてい

ただいております。

**○吹田委員**

例えば、平成23年度は1万600人ほどの子宮頸がんワクチンの接種があったので、25年度は5,335人ですから大体半減したことになりますが、24年度だって約6,600件ということで、大幅に下がったのです。ですから25年度だけが、そういうもので影響したという感じではないと考えるのですが、その辺の見方は、保健所ではそうしていないのですか、基本的に。私は、今、年度を順番に見て状況を聞いているのですが、その辺についてはいかが考えますか。

また、今、御答弁いただいた中で、こういう形の予算執行の段階では、年度を越えないと不用額があるかどうかについて財政から問い合わせがないと答えられたような気がするのですけれども、そういう管理をしていらっしゃるということで見えていいですか。

**○保健所次長**

今、予防費、特に予防接種関係の不用額についてお尋ねがありまして、子宮頸がんワクチンの話が非常に話題になってございますが、平成23年度につきましては、年度途中から子宮頸がんワクチンが国の緊急総合経済対策という補助事業で始まりまして、非常に注目されたワクチンでございまして、多くの方が受けたという経過があります。その後、定期接種化になるにしたがって、先ほど答弁をさせていただいておりますが、予想だにしない健康被害が出まして、さまざまな報道の中で国も接種勧奨については控えるという通知が自治体にごさしましたので、小樽市民の方についても、非常にそれを御心配されて受けなかったということで、それが主な理由かとは思っています。

また、予算の執行の見込みについては、年度を越えてではなくて、年度の途中で財政担当から、どの程度の予算消化なのか、どのくらい残るか、どのくらい足りないのかという照会が来ます。それは年度の中で来ます。先ほど、主幹から年度末にならないとわからないという答弁がありましたが、その部分については、毎月確かに医療機関から請求が上がってきまして、どのくらい使っているかは当然わかります。ただ、高齢者のインフルエンザワクチン接種が10月から始まって、冬期間しかやらないということで、ほかの予防接種は通年で実施しているのですが、そういうこともありまして、先ほど主幹から年度途中ではなくて、ある程度の数字は年度末というか、冬の時期でなければわからないという答弁をさせていただきました。この何年かの間に予防接種の制度改正がいろいろとありまして、補助事業だったものが法定接種になったり、新しいワクチンが開発されて、それを法定化するとか、今回も第3回定例会で議決していただきました高齢者肺炎球菌ワクチンもそうですし、今、ワクチンについては国が新しい制度を導入しようとする中で、やはりその数が多くなればなるほど予期しないことも起きますので、今後、予算の組み方につきましては、前年度の予算の不用額をきちんと押さえた中で、補正かどうかという話は別といたしまして、そういったものを精査しまして予算を組み立てていきたいと考えてございます。

**○（財政）財政課長**

財政サイドといたしましては、保健所に限らず、全庁的に年に数回、不用額というか、執行額がどのくらいかという調査をさせていただいております。

ただ、年内に数字を聞いているのですけれども、やはり残り3か月、4か月とございますので、どうしても精度が上がってくるのは年度末に向けてという形になっておりまして、年度末に向けては、特に私どもも決算数字がどのくらいになるかということがありますので、その辺はかなり細かい形で全庁的に聞いている形になっております。

**○吹田委員**

今、財政課から御答弁をいただいたので少し聞きますが、この不用額の部分を全庁的に調べるというのは、一律的に時期的にいつごろかというのは、大体決まっているのでしょうか。

**○（財政）財政課長**

年に数回実施しているのですが、やはり年の途中というのは、大きく数字が変わるものという形で聞いておりまして、その後、年度末に向けて細かいものも含めて、徐々に報告してもらおう形になっています。結局、途中でござ

いますと、例えば予防接種等言えば、後半でどのぐらい受けるかということのをこれまでの推移で予測することはできるのですが、完全に幾ら余るといふところまではなかなか原課でも見込めないものですから、徐々にそういう数字が見えてくるのは、やはり年度末ということになっております。

○吹田委員

今、財政課に質問したのは、例えばこういうものについては9月にやる、11月にやる、1月にやる、こういう何か特定の形の中で毎年決まっているものなのか、それとも財政課の方が自分で今回ちょっと聞いておこうかと、そういう話で動いているような気がしないのですが、その辺についてはどのような感じになっているかを聞いたかったのですけれども、いかがでしょうか。

○(財政) 財政課長

具体的に申しますと、秋ごろに今年度の状況を道に報告するということがございますので、8月ぐらいに一度照会をいたしまして、その後、今後の年度の執行状況ということで12月前後ぐらいにまた一度行います。その後、今度は年度末に向けて、二度、三度という形でやっていく形になっております。

○吹田委員

このくらい金額が残るといふことは、私はやっているうちに原課であれば何が大体どのぐらい動くのか、各予防接種の関係によっては、数字的にある程度の動きがつかめると思っているのです。だから、こういう金額が残るといふのは、私は財政の担当とうまく連携しながら、そういう不用額を活用できるようなものが必要かと考えております。これについては、私はそう思うのですが、原課のほうで、どういう形でそういうものをやるかということについては、皆さんに検討していただきながらやっていただきたいと思うのですが、あまりにも金額の差がありすぎるということがありまして、普通の予算であれば、恐らくこの10分の1程度の金額が合わないといふのは普通ではないかと思っておりますけれども、この辺について、今後のことを御検討いただきながら進めていただきたいと考えていますので、よろしく願います。

◎保育所について

次に、保育所にかかわってですけれども、保育所の関係では、公立施設と民間施設ということで、私が議員になってから機会あるごとにいろいろと言っているのですが、民間は、国が示した運営費がありまして、それはそんなに簡単に物が動きません。人が何年勤務しようが何をしようが、全く数字を動かさないというやり方をしますので、その範囲で職員費もしなければだめだと。公立の場合は、一般財源の中で職員費をやりますので、その辺ではあまりそういう運営的なものに影響しないというやり方をします。

一応、担当課のほうから出していただいた、児童1人当たりの1か月当たりの数字を年間にすると、平成25年度は市立保育所で延べ4,555人を保育していますので、それを12で割ると1か月当たりでどのくらいになるのかわかります。民間の私立保育所は延べ1万2,592人ですから、そういう形でやりますと1か月にすると大体1,230人か1,240人か、そのような感じになると思います。こういう形でありまして、市から出していただいた公立の金額は、25年度は総額でかかる費用が1人当たり11万8,000円ぐらいです。民間では9万1,000円ぐらいです。これは、全ての費用を考えてつくったものでございまして、私は、こういうものをいただいて、実際に国から来た委託運営費の8割は人件費に充てるものですから、これを考えますと、25年度は10億6,000万円ぐらいの金額が来ていまして、このうち人件費に充てられるのが8億4,800万円ぐらいです。公立は、こういう細かな数字で出されたものから実際の保育にかかわる人件費でないものを外しますと、4億8,400万円ぐらいが金額としてあります。これを人数で割り返しますと、民間では6万7,000円ぐらい1人当たりの人件費でかけられると。公立の場合は、かかっている費用が10万6,000円ぐらいですから、1人当たりで4万円ぐらい違うようなイメージです。そういう計算をしますと、24年度や23年度もほとんど変わらず、24年度は民間が6万8,000円で公立が10万8,000円、23年度は民間が6万7,000円で公立が10万3,000円という形でありました。給料が高いのが悪いかどうかといふのは別の話でございまして、それだけ運

営する、税金を使うわけですから、そういう面では民間の方々をお願いするのは非常に効率がいいということがございます。また民間は8割を超えると保育所が成り立ちませんのでやめるしかないようになりますから、そういう危機感というか非常に難しいところもある形で行われると見ております。例えば民間の金額で、25年度の4,555人を見ようと思えば、4億8,400万円ほどかかる費用が1億8,000万円くらいは減ると、だから3億円強でできるという数字でございます。こういう中で私は、やはりそれがものとしていいかというのは別にしましても、やはり公立でこういう具体的なことをやるとなると非常に費用がかかるという形で見ます。

そういう中で、私は、今後、公立保育所は統廃合とかさまざまあるのですが、今回、二つのところは、やはり全体の利用者の状況を見ながらやめるとか、また今後、建替え等の関係で続けなければならないというのがあると思うのです。そういう中では、私は公立保育所のある部分は、やはりそういう基幹的な保育所として残すべきだと考えますし、そうでない部分は、逆に言えば民間に移譲してしまって、そこでやってもらったほうが市の経費は大幅に減るという感じで見ております。そういう中で、手宮保育所をどうするかについては、これから議論があると思うのですが、私はここについても、万が一、そういうところをまたどこか近くでそういうのが必要であるということであれば、そういうことを考えるべきであると思いますし、また私は、何か所かの公立保育所は基幹の形として残さなければだめだと思っていますので、そういう中では、例えば赤岩保育所あたりを民間にやってもらう形にするのも一つかなと思うのです。こういうものについては、数字的なものを見ながらした場合には、そういうことを検討できるかどうかと思うのですけれども、その辺のところはいかがになっていますか。

#### ○（福祉）本間主幹

公立保育所につきましては、入所状況なり子育て支援事業の実施状況などから、また地域的なことも考慮しまして、銭函保育所、奥沢保育所、赤岩保育所の3か所を基本と考えております。最上保育所と手宮保育所につきましては、本年度中に方向性を出すことになっておりますので、現在、検討中であります。

#### ○吹田委員

これからはこういう数字を細かく拾って、そういう内容も皆さんのところでは検討していらっしゃると思うのですが、私はこの辺について、やはりそういうことを考えて、これからの市内の全体の体制をとって、今の状況からは、恐らく10年後には民間も含めて統廃合は絶対でありますから、これから出生数が急に増えていけば、逆に、もう少しきちんとしたものが必要という形になると思うのですが、今の人口統計からは非常に厳しいところにありますので、やはりその辺は、的確な判断を持って、そういうのをやってみてはいかがかと考えています。ぜひ、その辺も少し検討いただきながら進めていただきたいと考えています。

今回、保育所負担金の収入率について、収納していない金額について、年度ごとの数字を聞きたいと思っているのですが、何かあるでしょうか。

#### ○（福祉）子育て支援課長

過去5年の収入未済額で答弁いたします。

平成21年度は、現年度分966万552円、過年度分6,473万6,170円、合わせまして7,439万6,722円でございます。22年度につきましては、現年度分が745万2,550円でございます。過年度分が5,747万672円でございます。合わせて6,492万3,222円でございます。23年度、現年度分が666万2,950円でございます。過年度分が4,831万8,982円、合わせまして5,498万1,932円でございます。24年度、現年度分が949万8,624円、過年度分が3,907万9,202円、合わせまして4,857万7,826円でございます。25年度、現年度分が640万6,340円、過年度分3,814万9,334円、合わせまして4,455万5,674円でございます。

#### ○吹田委員

今、お聞きしますと、若干のでこぼこがあったにしても、全体的には金額が下がっている形に見えるのですが、これは単純に何か徴収のやり方がうまくいって下がったのか、それとも、過年度分のもものが不納欠損金で処理した

から減ったという形になるのか、これらのところにつきましては、どのような感じになっているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

収入率の関係につきましては、現年度分、過年度分に分かれますが、おおむね数年間で申し上げますと、現年度分では、大体97パーセント前後で、96パーセントぐらいのときもございますし、97パーセントの後半といった状況もございます。また、過年度分につきましては、おおむね14パーセント前後で推移してきております。保育所の入所動向の入所児童数の関係もございますし、また保育料は応能負担ということで、そのときの所得階層の状況で保育料の水準みたいなものも変動するという要素がございます。

また、保育費負担金の扱いにつきまして、児童福祉法の規定で地方税法の滞納処分例にならうということで、基本的には時効の関係もございます。また、いろいろ滞納に対する対策の中で不納欠損処分を行うこともございまして、結果的には今、申し上げたような推移になったものと思っております。

○吹田委員

納入だけない金額につきましては、平成25年度では4,500万円ぐらいの金額が残りますという感じでありますが、これらについては、さまざまに努力されていると思うのですが、今後こういうものにつきましては、もう少し厳しく徴収する手法というのは考えていらっしゃるのですか、これはいかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

収入率の大幅な動きはない旨を今申し上げましたが、やはり現年度分につきましては、滞納の早期の把握、早期の勧奨がベースになるものと思っております。

また、過年度分も含めて、いろいろ生活状況など、就労状況も含めてそういった変化があるのですが、やはりそうした個別のケースの状況把握、またそれに対応したような対応、例えば分割納付などの約束をするのですが、そういった状況の変化で、約束したものが納められないこともございますので、できるだけ相手の状況に応じた継続した取組がベースになるものと思っております。その上に立って継続的に、督促状や電話催告、夜間訪問や夜間徴収といったものを取組として具体的に進めてまいりたいと思っております。

○吹田委員

こういった部分は、例えば国民健康保険料の関係とは全く意味合いが違うくらい収入率が高いものなので、悪くはないのかもしれませんが、やはり皆さんに応分の収入に合わせた形の中で払う分ですから、一律方式ではないので、もう少し皆さんに御理解をいただいて、納入の関係を動かしていただきたいと考えております。

また、これから収入率を上げるためには、公立では施設長がそういったお金を扱うことができるようなものに対応されているのですが、この辺も民間にもそういうのをされながら、こういった金額が大きいですから、ちょっとしたそういう工夫があってもいいのかなとか思いますので、これからそういうのも含めて御検討いただいて、こういった収入率については、なるべく100パーセントに近いように、99.9パーセントくらいにさせていただけるようにやっていただきたいと思っております。ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 05 分

再開 午後 3 時 23 分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行します。

共産党。

○新谷委員

◎危険ドラッグについて

初めに、民生部門からお聞きます。

今、危険ドラッグの問題が社会問題となっております。この危険ドラッグに対する、保健所の認識を伺います。

○（保健所）保健総務課長

危険ドラッグに関します保健所としての認識でございますが、合法ハーブ等と称して販売される薬物、いわゆる危険ドラッグでございますけれども、これを使用することによりまして、呼吸困難を起こすなど使用者本人の健康を害し、死に至ることもある危険な薬物であるということや、これを使用することによって異常行動を起こして、例えば重大な事故を起こすなど、他者への危害を加える事例も増えておりまして、深刻な社会問題となっているものと認識しております。

○新谷委員

実際に交通事故を起こすという問題が起きているわけですが、小樽市内で危険ドラッグが問題になっている事例があるのか、また危険ドラッグになるようなものを販売しているところはあるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

問題になっている事例と販売店については、警察に確認しましたが、市内においては、いずれもないということでございます。

○新谷委員

では警察で、そういう調査をしているということですね。保健所は、健康教育で、小・中学校に薬物乱用防止に関する啓発活動を行っておりますが、これはどういう内容で行っているのか、また麻薬・覚醒剤等薬物乱用防止事業費補助金 5 万円が支出されておりますけれども、この事業の内容と、どういう年齢層を対象にして行ったのか、この点について伺います。

○（保健所）保健総務課長

まず、健康教育についてですが、小学校、中学校ともに 1 校ずつの 2 校で実施しました。参加者は、合わせて 77 名でございますが、内容といたしましては、シンナーやアルコールなど、危険ドラッグだけではなくて、薬物の乱用ということで、その依存性などの危険性について、わかりやすく事例を挙げながら説明しています。

また、薬物乱用防止の啓発活動に対して 5 万円の市の補助を出しておりますが、これは薬剤師会が事務局になっております薬物乱用防止委員会において行っている啓発活動に対する補助でございますが、主なものとしては、平成 25 年度で申しますと 9 月 8 日に長崎屋 1 階において薬物乱用防止のパネル展等を実施したり、一般的な広報活動などを行っています。これは、参加者は特定の方ではなくて一般の参加者ですが、約 2,000 名が参加いたしました。

○新谷委員

この約 2,000 名の中に、若い人たちはどのぐらいいたのでしょうか、それは把握していますか。

○（保健所）保健総務課長

約 2,000 名の参加者の年齢構成等は、申しわけありませんが把握しておりません。

○新谷委員

平成 26 年 8 月に国から危険ドラッグの乱用根絶のための緊急対策の概要が示されていますが、市として、危険ドラッグの実態把握をしなくていいのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

市として危険ドラッグの実態把握をしなくてよいかという御質問でございますが、この危険薬物に関しては、平

成26年4月1日から、所持・使用・購入・譲受け等について、懲役又は罰金ということで旧薬事法の縛りがかけられておりまして、今は警察が中心となって危険ドラッグに対する対応をしております。市がというよりも、道や国レベルで動いておりますので、市が今、動くということについては考えておりません。

○新谷委員

そうは言いますが、この危険性については、啓発活動の強化がこの中で提起されているわけです。小樽市には小・中学校だけではなくて高校や大学もありますので、その点で、こういうところへの啓発活動が必要ではないでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

啓発活動については必要だとは思いますが、もちろん高校や大学から危険ドラッグに関する説明をしてほしいという申出があれば参りますけれども、この危険ドラッグについての動きというのは、現在、警察が中心としてやっておりますので、私ども単独では動けないような状況でございますし、高校や大学側の考えもございまして、啓発活動については、そのようなことで依頼があればお受けしたいと思っております。

○新谷委員

少し消極的な答弁だと思います。

青少年課では、昨年11月に未成年者の喫煙防止と薬物乱用防止の市民への呼びかけを行っておりますが、これはどういう内容で行ったのでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

子ども・若者育成支援強調月間である11月に、社会を明るくする運動の一環として行ったものでありまして、未成年者の喫煙防止と麻薬、シンナーなどの薬物乱用防止を訴えるチラシなどが入った約400セットの啓発グッズを警察署、保護司や人権擁護委員とともに花園・稲穂地区に分かれて配り、啓発したものであります。

○新谷委員

チラシを配るのは悪いことではありませんが、若い人たちにこの内容がどの程度入ったかわかりませんし、先ほどの薬剤師会の取組でもわからない状況です。先ほどは、道や国レベルでという答弁だったのですが、東京都では薬物相談の専門家を置いて、秘密を守りますということで、困っている方が相談できるようにという情報発信をしていますが、北海道ではどのようになっているかわかりますか。

○保健所次長

今のお尋ねのあった北海道で薬物に関する相談員については、私どもでは承知してございません。

○新谷委員

小樽市保健所はかなりの権限があると思うのですが、小樽市で薬物に対してこういう相談を受け入れる体制はあるのでしょうか。

○保健所次長

保健所では、薬物に限らず、アルコール依存なども含めて、こころの健康相談という窓口を開設しておりますので、その中で相談員がそういった個別の事例に対して対応しているところでございます。

○新谷委員

それは、専門に相談を受けられるということですか。心の相談だけではなくて、薬物の危険性など、そういうことも教えるというか、そういう専門の方がいるということですか。

○保健所長

専門性と申しますといろいろレベルがございまして、今までこういった危険な薬剤等についての取組を振り返りますと、昔はシンナーや車の排気ガスの吸引もございましたし、鎮痛剤の常用や依存もありますし、いろいろな形で薬物の乱用といったことは昔からずっと継続しているところでございまして、今後も起きることでございます。

警察には、シンナー乱用の事例、あるいは覚醒剤の事例といったことは、直接的にかなりダイレクトにリアルな形で入ってございますし、警察にも、当時はビデオでございますけれども、かなりリアルなビデオテープなどの資料も豊富でございます。先ほど報告したように、保健所から各学校に出向く件数は最近減っているのですが、その分、各学校はダイレクトに警察に講師依頼をしているのではないかと私どもは考えているところでございます。

保健所として御相談できる内容は限定してございませんので、心に関しても、体に関しても、市民の方々の御相談は、全てお受けしております。私どもの知識量で答えられない場合には、さらに専門家に照会をしまして、改めまして電話を返すという形は今までもとっておりますし、今後もとっていきたいと考えてございます。

**○新谷委員**

薬物の恐ろしさに対しての情報発信も必要だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

**○（保健所）保健総務課長**

情報発信につきましては、現在、ホームページで薬物乱用に関する国等のホームページにリンクできるようにしておりますが、社会的に深刻な問題となっている危険ドラッグでございますから、危険ドラッグも含めた薬物の乱用防止に向けて、今後も周知に努めてまいりたいと思っております。

**○新谷委員**

では、よろしく申し上げます。

**◎介護保険料について**

次に、介護保険について伺います。

65歳以上の人口が増えているので、介護保険料の収入が前年度より増えるのは当然ですが、特別徴収が予算現額より減っているのはどういう理由があるのでしょうか。

**○（医療保険）介護保険課長**

平成25年度決算ですが、65歳以上の第1号被保険者の保険料につきましては、特別徴収が可能な年金を受給されている場合には、年金からの特別徴収が基本となりますけれども、年度途中で収入申告や保険料の減免が適用となり当該年度の保険料が減額となった場合には、年度途中で特別徴収から普通徴収に移行することになります。予算の見積りに当たりましては、こうした移行につきましても、過去の実績などを基に推計しているところですが、その年度により対象者が異なりまして、どうしても予算額とのずれが生じることとなります。25年度決算では、推計よりも特別徴収から普通徴収への移行が多くなったという結果になったものでございます。

**○新谷委員**

次に、歳出ですけれども、保険給付費で1億1,803万4,580円の大きな不用額を出しているのですが、これはどういう理由でしょうか。

**○（医療保険）介護保険課長**

保険給付費の不用額につきまして、主な内訳を申し上げますと、介護サービス給付のうち通所介護が約2,300万円、地域密着型介護サービスのうち複合型サービスで約1,000万円、グループホームの給付費で約500万円などの不用額が出ておりますが、いずれも予測に比べまして、実際のサービス利用が少なかったという理由によるものであります。

**○新谷委員**

そこで、介護保険サービス利用者等調べという資料を出していただきました。過去5年間の傾向を見ますと、65歳以上人口に対する介護認定者の割合は増えています。施設利用は少なくなり、在宅サービスの利用は増加しています。これは、介護老人保健施設、特別養護老人ホームなどの施設がいっぱいになっていて入れず、やむを得ず在宅利用にしている人が多いということでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

施設の利用者数につきましては、このところは施設増設等がございませんので、定員が横ばいということで、利用者数はそれほど多くなっていないため、横ばいで推移している状況です。65歳以上の人口が増えております。また、認定者数も増えておりますので、サービスの利用者数は当然増えているわけですが、施設の定員が変わらないということであれば、サービス利用は在宅でということになっておりますので、その結果であると考えております。

○新谷委員

施設は横ばいとおっしゃいますが、計算するとだんだん減っていますよ。

それで、在宅サービス、介護サービスの利用限度額に対して、実際の利用割合はどのぐらいになるのですか。

○（医療保険）介護保険課長

在宅サービスの利用限度額に対します利用割合につきまして、本年3月の実績で1件当たりの割合を要介護度別に申し上げますと、要介護1では35.0パーセント、要介護2で39.9パーセント、要介護3で45.4パーセント、要介護4で44.7パーセント、要介護5で51.5パーセントとなっております。

○新谷委員

このように、満度に使っている人がいないわけではないのですが、非常に使っていないことがわかります。年金が少ないのに介護保険料が高いがためにサービスが使えないという声を聞いています。サービスを使いたくても使えないという実態ですが、この辺については、市としてどのように分析していますか。

○（医療保険）介護保険課長

先ほどの利用限度額に対する利用割合の部分で申し上げますと、全てが満度に使っているわけではないということではございますが、必要なサービスを御利用いただいているのかと考えております。サービスを使いたくても経済的な理由で使えないという状況につきまして、実態等についての把握はしておりますが、必要なサービスが利用できるように担当のケアマネジャーともよく御相談いただければとは思っておりますし、またなかなか課題が解決に至らないという状況がありましたら、介護保険課や地域包括支援センターなどに御相談いただきまして、可能な方法について検討していきたいと考えております。

○新谷委員

使いたくても使えないという実態は調べていないということでしたが、もっと市民の声を聞いてほしいというのが事業所の声でもありますので、この点については、今後、やはり声をぜひ聞くという機会を設けていただきたいと思いますが、いかがですか。

○（医療保険）介護保険課長

事業者の意見をというところでございますが、ただいま来年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、市内各事業所からのアンケートを実施しております。9月下旬までの締切りとしておりまして、今、その集計を行っておりますので、その回答内容なども参考にしていきたいと思っております。

○新谷委員

もっときつい意見があるのです。市の職員の方が実際に訪問介護なり、その現場に来て見てほしいという声もありますので、事業所だけではなく、実際にサービスを使っている人の声も聞いてほしいと思うのですが、その点については、いかがですか。

○（医療保険）介護保険課長

実際にサービス提供の現場に市職員が出向くことは、なかなかないのは事実でありますけれども、中には処遇困難なケースがあって、市に相談があった場合もございまして、そういった場合には、市職員が出向いて、関係機関の職員と一緒にその家庭に入って状況を見るという場面もございまして、そういったことがありましたら、できるだけ出て行って現場を確認していきたいとは考えてございます。

○新谷委員

それでは、介護保険料についてお聞きしますが、今は第 5 期です。第 1 期の基準額から、どのように変化しているのか、第 1 期から第 5 期までお知らせください。

○（医療保険）介護保険課長

本市の介護保険料の基準額、第 4 段階の保険料になりますが、年額の保険料につきましては、第 1 期が 3 万 7,080 円、第 2 期が 5 万 3,840 円、第 3 期が 5 万 8,760 円、第 4 期は 5 万 2,640 円、第 5 期の現在は 6 万 5,520 円という形で推移しております。

○新谷委員

第 4 期は、基金があつて保険料を引き下げたために若干安くなったと思うのですが、保険料の基準額が、本人の年金収入に対する割合で一体どのぐらいなのかというところを見る必要があると思うのですが、料金を聞いただけで、2 万 8,440 円も高くなっているわけですから、これは非常に重い負担になっていると思うのです。合計所得金額プラス課税年金収入額が 80 万円の場合は、どのぐらいの割合になっているのでしょうか、第 1 期から第 5 期までについて、お聞かせ願います。

○（医療保険）介護保険課長

ただいま委員からありました合計所得金額プラス課税年金収入額が 80 万円ということで、単純に年金だけの収入ということで見ますと年金の基礎控除が 120 万円になりますので、200 万円の収入で比較いたしますが、第 1 期は年額 3 万 7,080 円ですので、年金収入に占める割合は 1.85 パーセントになります。現在の第 5 期が 6 万 5,520 円ですので、この割合を見ますと、3.28 パーセントになるかと思えます。

○新谷委員

途中を省かれましたけれども、かなり額が上がっているから、当然、年金収入に対する割合も大きくなると思うのですが、来年度からは第 6 期の保険料になります。今でも全道の市で 2 番目に高い保険料で、これ以上の保険料引上げはやめてほしいという声がたくさんの皆さんから聞かれますが、どのぐらいの見込みになるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

現在、第 6 期介護保険事業計画の策定作業中であります。平成 27 年度から 29 年度の 3 年間のサービス料等の推計などを行っている段階にあります。保険料の推計には、まだ至っておりません。ただ、65 歳以上の高齢者の推移や近年の保険給付費の推移を見ていきますと、保険料が安くなる要素はなかなか見当たらないと感じております。できるだけ上がらないように考えたいとは思いますが、なかなか厳しいのかとは思っております。

○新谷委員

来年から要支援 1、2 の訪問介護と通所介護が保険給付から外されるわけですが、それでも保険料は下がらないのですか。

○（医療保険）介護保険課長

今回の介護保険制度の改正によりまして、要支援者に対する訪問介護と通所介護が保険給付から地域支援事業に移行することになっております。国では、平成 29 年度からの全市町村での移行を義務づけているところです。本市といたしましては、現状では 28 年度まではこれまでどおりの保険給付という形で実施していかざるを得ないのかと、今は考えているところでありまして、29 年度からの移行を考えているところであります。事業内容については検討中でございますけれども、保険料に与える影響は、現在のところは小さいというように考えています。

○新谷委員

このように 3 年ごとにどんどん引き上がっていきませんが、後期高齢者の 75 歳以上の方々は 2 年に一遍の保険料引上げですから、大変厳しい保険料負担になるわけですね。今年 4 月に消費税が 8 パーセントに引き上がりました。引上げ分は全額社会保障に充てますと、安倍政権は全戸配布しましたね。これは前にも言いましたけれども、その中で

は、そういうふうには約束しているのです。ところが介護サービスの後退、あるいは保険料も高くなるということでは約束違反です。ですから、国の負担割合を増やしてサービスを後退させない、国の給付費も増やして保険料を引き下げるなどしてしかるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

今回の介護保険制度の中で、国といたしましても、低所得者対策として公費を投入して保険料の軽減を行うといった措置をとっているところでございます。できれば、こういった措置がもっとあればいいのかというふうには思いますが、国の示したガイドラインもありますので、それに沿った形で制度を運営していきたいと思っております。

○新谷委員

低所得者対策を国として行うというのは、これは当然のことだと思います。私たちは国の責任で保険料などの減免制度、あるいはサービスの減免制度などをするべきだというふうに政策として持っておりますけれども、やはりみんなが安心して受けられる介護保険制度になるように国の負担割合を増やしてもらいたいということを強く国に要望していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

社会保障制度全般でありますけれども、この制度の充実強化につきましては、全道、全国市長会等を通じまして要望しているところであります。今後につきましても、必要に応じて要望していきたいと考えております。

○新谷委員

今、保険料などについてはいろいろ考えているところだということですが、第4回定例会では、それらが示されるのですか。

○（医療保険）介護保険課長

第6期介護保険事業計画についてですが、今、策定委員会等で策定の議論を進めているところです。平成27年4月から事業計画にのっとった事業を行わなければならないものですから、計画自体は27年第1回定例会での報告になるかと思っておりますけれども、その前のパブリックコメント等を含めると、第4回定例会の時点で、ある程度の形を示す形になるかとは考えております。

○新谷委員

◎除排雪について

次に、除排雪について伺います。

先ほども質問がありましたけれども、少し違った観点でしたいと思います。

2013年度の除雪費は、補正後、過去最高になったわけですが、その要因となった項目と金額を改めて説明してください。

○（建設）雪対策課長

決算額が最高額になった要因といたしましては、労務単価の上昇、電気料金の上昇が主な要因となっております。

正確な金額につきましては、設計の再精査が必要になりますので、おおむねの金額になりますが、労務単価については約3,000万円、電気料金については約6,000万円になっております。

○新谷委員

次に、除排雪業務委託料というのは、どのように決められるのでしょうか。当初予算での決め方について聞かせてください。

○（建設）雪対策課長

当初予算の除排雪業務委託料の決定方法についてですが、当初の予算につきましては、穏やかな気象を想定した中で、過去のデータを参考にしながら当初の業務委託料の設定をしております。

○新谷委員

気候によって決めるのですか。

○（建設）雪対策課長

基本的には過去のデータを見ながら、穏やかな気象ということで降雪量を見据えた中で、その設計を設定しているという中身です。

○新谷委員

過去の気象状況はわかりますけれども、当年度の予測はなかなか難しいと思うのです。それで、出動回数などがはっきりわからないので、もう一回お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

簡単に申し上げますと、過去のデータの中で穏やかと想定される降雪量、例えば平成25年度につきましては、6メートル50センチほどの降雪がありましたけれども、仮に5メートルと設定した場合に、過去のデータではどのぐらい除雪車が出動したか、どのぐらい排出が行われたかということを踏まえた中で、当初予算の根拠としております。

○新谷委員

それは当初予算の決め方ですから、その後何回かに分けて委託料は積み上げられるということですね。

○（建設）雪対策課長

降雪量に応じて、適宜補正予算を組んでいき、除雪に対応していく形をとっております。

○新谷委員

除排雪業務委託料ですが、平成25年度と24年度の差はどのぐらいですか。

○（建設）雪対策課長

平成25年度と24年度の除排雪業務委託料の差についてですけれども、1,997万4,407円が24年度と比べまして25年度は低い額になっております。

○新谷委員

除雪路線の平均作業回数について、生活道路2種の2以下の平成24年度と25年度の出動回数をお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

平成24年度の2種の2が24回、2種の3が19回、3種の4が13回、3種の5が8回になっています。25年度におきましては、2種の2が20回、2種の3が15回、3種の4が10回、3種の5が4回になっております。この数字につきましては、各ステーションの平均になっておりますので、御了承ください。

○新谷委員

3種の5については、平成24年度の半分しか入っていないということです。建設常任委員会でも言いましたけれども、昨年度、一昨年度に比べて除雪が1回も入らなかったという苦情を少なからず聞いておりますが、業務委託料と関係はないのですか、委託料を減らしたために入れなかったとか、そういうことはないのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

基本的には、出動基準に基づいて出動しておりますので、それによって回数を減らしたといったようなことはございません。

○新谷委員

業務委託料で示されている排雪量について、平成25年度と24年度を比較して聞かせてください。

○（建設）雪対策課長

平成25年度で申し上げますと、JVで排雪した数量ですけれども、72万3,970立法メートル、24年度につきましては、72万7,219立法メートルとなっております。

○新谷委員

平成25年度は降雪量が少なかったのかもしれませんが、実際には減ったということですが、除排雪に対する市民の声で、除雪や排雪依頼は、24年度、25年度それぞれどれだけあったのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

市民の声の件数についてですが、平成24年度の実績で申し上げますと、除雪に関する依頼が1,403件、排雪に対する要望が705件になっております。25年度につきましては、除雪に関する要望については1,176件、排出に対する要望については712件になっております。

○新谷委員

市民からの要望では、排雪依頼が昨年度より多かったということです。実際に実施した量が少なかったわけです。貸出しダンプ制度もあるかもしれませんが、その利用に至らないところもあるわけですから、極力市民の要望に応えていただきたいのですが、平成25年度は電気料の値上げによって負担がかなり増えたということで、本来、実施すべき業務ができなかったとは言いませんけれども、電気代の値上がりなどによって除雪予算が物すごく小さくなってしまったわけです。今年度もどうなるかはわかりませんが、北電は値上げを言っておりますし、私たちは北電に撤回を申し入れているのですが、経費がどうかさむかわかりませんが、市民要望が多いことから、極力応えて安全な冬になるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

市民の要望に対する市の対応ですが、基本的に市民からの要望については、現場の状況等に応じて、適宜対応を検討してまいりたいと考えております。

○新谷委員

時間の関係がありますので、この次の建設常任委員会で行います。

---

○小貫委員

◎アール・アイの貸付金について

決算説明書190ページの株式会社アール・アイ貸付金に関連して、幾つか伺います。

まず、決算説明書の中心市街地活性化推進経費の内容について説明してください。

○（建設）まちづくり推進課長

中心市街地活性化推進経費の内容でございますが、本市では、昨年3月に終了いたしました中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップ報告書を昨年6月に内閣府に提出しておりますけれども、この報告書の作成に際して市民アンケートを実施してまして、アンケートの郵送料として3万3,425円を支出しております。そのほか、札幌市内で開催されました中心市街地活性化に関する会議等に出席するための旅費として3,450円を支出してまして、合計で3万6,875円の支出となっております。

○小貫委員

その下に記載のある株式会社アール・アイ貸付金についてですが、この貸付けが始まった経緯について説明をお願いいたします。

○（建設）庶務課長

アール・アイへの貸付けが始まった経過でございますけれども、稲北地区の再開発事業を行うに当たり、保留床である商業施設と駐車場の買取企業がなかったことから、地元地権者等が株式会社アール・アイを設立して保留床を取得し、事業を成立させたものでございます。アール・アイが保留床の取得に要した費用、13億2,000万円の資金調達として、テナントからの協力金が約4億円でございます。また、住宅金融公庫からの融資が5億7,000万円で、住宅金融公庫の融資条件として市の協調融資が求められたことから、残りの3億5,000万円につきましては、市が

貸し付けたものでございます。本事業につきましては、市として、中心市街地活性化の一施策と位置づけておりまして、地域住民への福祉施策として市営住宅のほか、コミュニティセンター、児童館の設置など公共性の高い事業でございますので、住宅金融公庫の協調融資に応じて平成10年から貸し出したものでございます。

○小貫委員

融資は、基本的に銀行が行うものだと思うのですが、住宅金融公庫との協調融資ということで、アール・アイへの融資を市中銀行が引き受けなかった理由は何かあるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

個々の銀行が本事業の内容を調査しまして総合的に判断したものと思われませんが、個々の金融機関がどのような判断をされたかというのは、承知してございません。

○小貫委員

個々の銀行が判断した大前提として、アール・アイは、各銀行に融資の申入れはしているのですよね。

○（建設）庶務課長

申入れはしていると聞いております。

○小貫委員

つまり、ほかの銀行では引き受けることができないと。そこで、住宅金融公庫と小樽市という話に最終的になったのだと思うのですが、稲北再開発事業の位置づけと目的について、もう少し説明していただけますか。

○（建設）庶務課長

稲北再開発事業の位置づけと目的ですが、稲北再開発事業は、昭和61年4月に建設省の認定を受けた中心市街地活性化計画における核的事業でございまして、平成2年10月に同省の認定を受けた地区更新計画にも位置づけられております。老朽化した木造建築物を耐火構造にすることで地域の防災機能を向上させ、安全で快適な都市環境の整備を図るということで、この事業により都市型住宅を整備することで、中心市街地の夜間人口の呼び戻しを図り、地域の活性化に寄与することを目的としてございます。

さらに、当該地区において、土地の高度利用を図り、住宅の整備のほか商業施設及び文化施設の整備をあわせて行うことにより、地域の利便性を向上させ、良好な住環境の形成が図られるとあってございます。

○小貫委員

昭和61年の中心市街地活性化計画ですけれども、今言ったような夜間人口の呼び戻しを図りということですが、実際には、スーパーとTSUTAYAができて、それで夜間人口の呼び戻しというように判断しているのか、何か別の計画があつて、それが変わったのか、その辺はいかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

今、委員がおっしゃいました商業施設がございまして、また、TSUTAYAもございまして、ほかにもマンションや市営住宅等もございまして、そういう部分も含めて、そういう表現になっているのかと思っております。

○小貫委員

そういう答弁が返ってくるとは思わなかったのですが、平成5年の稲北地区再開発実施基本構想では、たしかこの計画の中にホテルもあつて、その中で流れだったのかと私は思っていたのですが、それについてはいいです。

それで、アール・アイへの貸付けを開始した当初の計画から、今、単年度に貸し付ける金額が変更になっているのですが、この内容と理由について説明してください。

○（建設）庶務課長

当初、平成10年度、11年度につきましては、3億5,000万円の貸付けを行いまして、翌年度からは3億5,000万円から1,400万円ずつを減額した額を貸し付けております。

しかし、本市の財政状況もありまして、18年度に貸付額の見直しを行いまして、必要最小限の資金を貸し付ける方法に変更してございます。18年度につきましては、従前の方法では2億5,200万円のところ、8,000万円の貸付けに変更しまして、その後も最小限の貸付額としてございます。

○小貫委員

要は、25年間1,400万円ずつ減額して貸し付けるということが平成18年度に変わったということですが、18年度のときに、今後の貸付けについての返済計画などについては、何か契約みたいなものを結んだのでしょうか。

○（建設）庶務課長

計画が変更になったことについての契約ということではなくて、アール・アイの資金計画を基本に、毎年金銭貸借契約を締結いたしまして、年度当初に貸付けを行いまして、これに利息分を上乗せした額を同じ年度末に返済ということの繰り返しをしてございます。毎年必要最小限の額の貸付けということで貸付額を決定してございます。

○小貫委員

ということは、平成18年で一定減額したけれども、長期的に、いつに幾ら貸して、その次は幾ら貸してという、アール・アイとしての計画はあるけれども、市としてそのことを担保する契約というか、そういう書面は交わしていないということよろしいのでしょうか。

○（建設）庶務課長

契約自体はございません。

○小貫委員

先ほど、個々の単年度という答弁でしたが、平成25年度は4,000万円、24年度は2,000万円、23年度は貸付けがなかったということですが、23年度に貸付けがなかった理由は何でしょうか。

○（建設）庶務課長

平成23年度の貸付けの件でございますが、アール・アイからは、23年度の貸付けについては、22年9月に3,000万円の増資を行ったという部分と、内部でのやりくりによって貸付金が不要になったと聞いておりますので、この年につきましては、貸付金がなかったということでございます。

○小貫委員

では、単年度で契約を結ぶときに、しっかり報告などを受けているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

アール・アイの総会がございまして、総会が終わった後に報告を受けております。

（「それは書面で、書類提出ですか」と呼ぶ者あり）

はい。

○小貫委員

先ほど話があったように、25年間で3億5,000万円を返済していくという計画が既に崩れているわけですが、アール・アイとの関係で、当初の予定どおり25年間の平成35年度で貸付けが終わると見込んでいいのでしょうか。

○（建設）庶務課長

私どもは、そのように考えてございます。

○小貫委員

しかし、平成18年度に変わったとき、そういう契約は結んでいないということで、単年度で契約しているということだったので、その辺が不安になるのですが、小樽市がアール・アイに貸し付けるに当たって、基となる法的根拠や条例規則などはあるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

アール・アイへの貸付金について、法律や条例規則についてはございません。

## ○小貫委員

先ほど、高橋委員のパッカー車の質問では、しっかり要綱に基づいて貸し付けているという話がありましたが、何かが基になってお金を貸すというのが行政としては基本ではないかと思うのです。そこが何もないまま個々の契約でやることになると、アール・アイには貸付けを行うのですが、ほかの企業が貸付けしてくださいと言った場合に、どうやって線引きをしてくのかという問題が出てくると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

## ○（財政）財政課長

貸付金につきましては、補助金と違いまして、例えば補助金ですと地方自治法第232条の2の規定によりまして、公益上必要がある場合には、補助をすることができるという制度があることに對しまして、貸付金につきましては、特段そのような制限がある形にはなっておりません。ただ、地方公共団体の存在意義から考えまして、当然のことながら、条理上の限度はあるものと解されているところでございます。そのように考えますと、制限はないと言いつながら、やはり一定程度の公益上の必要性がなければならぬのではないかと考えておりますが、どういう判断をするかということにつきましては、単に何か一律に決めるということではなくて、個々に判断していかなければなりませんので、本市にとって公益上必要があるのかどうか、その辺を総合的に見極めまして、また、かつ慎重に判断していかなければならないものというふうに認識しております。

## ○小貫委員

最後に、平成10年8月に中心市街地活性化特別委員会で、アール・アイの事業推移を見守りながら民間資金への変更を指導していきたいと市の理事者が述べているのですが、単年度貸付けの繰り返しというのは、私は問題があると思うので、貸付金額も減っているわけですから、ここで報告しているとおり民間銀行に変更すべきではないかと思うのですが、その指導は行ってきているのでしょうか。

## ○（建設）庶務課長

先ほども申しましたが、平成18年度に貸出しルールの変更をしておりますけれども、その際にも、アール・アイとは、都度金融機関の融資に切り替えることができないかという協議を行っておりますが、現時点では難しいというふうに伺っております。

（「それはアール・アイなのか、それとも銀行が難しいと言っているのか」と呼ぶ者あり）

アール・アイから聞いております。この点につきましては、アール・アイと今後も話し合いを続けていきたいと考えております。

## ○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

## ○上野委員

### ◎健康診断の取組について

私からは、保健所に質問させていただきます。

保健所には、常々いろいろな質問をさせていただいているのですが、私がお願いしていることは、健康に関して予防に努めていただきたい、そしてまた病気の重度化を防ぐためにも健診等を積極的に周知していただきたいということを以前からずっと言っています。その中で、平成25年度の保健事業費で、健康診断については、横ばいのものであるのですけれども、昨年と比べて、本当に少ない人数ですが、伸びが倍増している部分がありますので、どのような取組がなされたのか、お聞かせください。

### ○（保健所）健康増進課長

健康診査などの事業費につきましてはの御質問かと思いますが、平成24年度と25年度を比較しまして、伸びたものとしましては、基本健康診査が24年度18人から25年度は41人で23人増えました。また、特定保健指導につきまして

は、24年度209人から25年度は232人で23人増えております。

この取組につきましては、25年度に保健所が行っております基本保健診査につきましては、主に生活保護世帯の方が対象になっておりますので、生活支援課に保健師が出向きまして、説明させていただく機会を設けました。また、生活支援課のケースワーカーを通じて、訪問されている方にがん検診と健康診査についてのチラシをお持ちいただき、説明をお願いしているところでございます。

#### ○上野委員

今、御答弁いただきましたが、みずから出向き、足を使って周知していく効果は、小さいことではございますけれども、あるという答弁をいただいたと思っております。今回、平成25年度地域診断事業ということで、保健所の健康情報に関する意識調査報告書をいただいておりますが、この報告書は、どのような目的で作られたのかをお聞かせください。

#### ○（保健所）健康増進課長

本調査につきましては地域保健法に基づく保健所の重要な事業ということで、地域診断事業をしております。その中で、平成25年度につきましては、保健所が発信している健康情報などについて、市民の認知度や入手方法について調査し、市民への効果的で効率的な情報提供のあり方を検討するために行ったものであります。

#### ○上野委員

先ほどの答弁で、足で稼いだり、発信していく取組が必要だという中で、こういう調査もされているということで、この中から少しお尋ねします。この中には、今後の小樽市の保健所に対する自由意見が後ろにございまして、一つ一つは少数意見ですが、読ませていただくと、保健所が頑張っているという内容のものも多々あるのですが、保健所に対してなかなか厳しい意見もありました。例えば、「そもそも保健所が身近に感じられない」あるいは「保健所は敷居が高い」など、そもそもの保健所のあり方が問われているようななかなか厳しい意見もありますが、このような意見に対して、さまざまな健診事業も含めてやっていかなければならないし、実際に今やっている保健所として、どのようにお考えなのか御感想をお聞かせください。

#### ○（保健所）健康増進課長

本調査をしての感想でございますが、調査の結果を見ますと、従来から保健所が行ってまいりました犬のことで、食中毒のことにつきましては、市民の方はよく御存じでありますけれども、一方、健康づくり事業につきましては、それよりは認知度が低かったと考えております。私どもも課の中で、こういう結果を踏まえまして、今後、保健所の健康づくりをどうしていくかを今いろいろ検討しているところではございますが、市民の方の意識がより健康に向かうようにしていくためには、やはり保健所が身近な存在になっていかなければいけないだろうということを考えておまして、できるだけ多くの市民の皆様とお会いすること、その中で、平成25年度からは第2次健康増進計画をスタートさせました。そういう中では、地域のいろいろな企業や団体の皆様、ソーシャルキャピタルと言っておりますが、そういう皆様たちと健康づくりについて意見交換をしたり、話し合ったりして、私どもがより身近な存在になっていこうということで現在、考えて取り組んでいるところでございます。

#### ○上野委員

この事業全体の御感想はそうなのでしょうけれども、今お尋ねしたのは、そもそも保健所自体の敷居が高いとか、身近に感じられないとか、接客がよくないとか、保健所自体のそもそも職員の意識を変える必要があるのではないかと思います。そこら辺に関しては、どういう御感想をお持ちなのかをお聞かせください。

#### ○保健所次長

今、委員からお尋ねがございました保健所の敷居が高い、職員の対応が悪いという部分ですが、まず一つ、敷居が高いかどうかというのは、法に基づいた許認可権を持っている中で、一定程度の指導などをさせていただくという場面が非常に多くありますし、犬についても畜犬の取締りという仕事をしてございますので、どうしても命に

基づいた何か業務をすることが多いこと。

また、通常の行政機関ではありますが、やはり医師、歯科医師等の専門職がいるということもあって、気軽に来ていただきたいのですが、そういった意味で敷居が高いのかと考えてございます。そういったことで、私どもも広く市民に親しまれやすい開かれた保健所ということで、各種健康教育やイベントを通じて市民の御理解をいただきたいと思ひますし、また、職員の対応についても、毎月各課において職場ミーティングを実施してございますので、そういった市民の声を真摯に受け止めて、改善するところは改善していきたいという形で取り組んでまいりたいと思ひてございます。

#### ○上野委員

いいことも非常に書いてありまして、「保健婦に来ていただいて、懇切丁寧に説明していただいた」とか、さまざまな評価があるわけですが、マイナスの評価に対しては、やはり敏感に反応すべきかと思ひます。本日は市長がいらっしゃいませんが、市長になられた当初から、民間の発想で、市民の皆さんをお客様と思ひてということをおっしゃっていますし、たぶんど部署でもそういう思ひでされていると思ひますが、その中で、平成25年度の調査では、少数意見ではありますが、こういう意見があるのは少し残念だと思ひておりますので、今答弁をいただきましたが、市民に健康の情報を発信するだけではなく、できるだけ健康に留意していただけるように発信する場所でもありますので、先ほどの事業のように、実際に足を使って直接会うと、それなりの形になってくるところがありますので、こういうマイナスの意見をぜひ重視していただいて、今後の保健所の運営に役立てられれば、こういう報告書も価値があるのかなと思ひております。

また、その他の欄には、保健所とは全く関係ない意見ですけれども、乳幼児医療費が札幌市よりはるかに多くかかる、あるいは国民健康保険や介護保険などについては先ほども話がありましたが、水道料金の基本料金なども高すぎて、小樽に持家を建てて大後悔しているという少数意見があるわけですが、実際に家を建てた人が感じている思ひでもありますので、今、全庁的に人口減少対策をしていることでもありますので、その中で、やはりこういう意見もしっかりと把握していく必要があると思ひます。

先ほど、概略的な御感想を伺いましたけれども、最後にこの報告書を基にして、今後、この情報発信についてもそうですが、アンケート自体も32パーセントということで非常に回答率が低く、しかも郵送で無作為に行っているのですが、今後の調査に当たっては、課題があるのかと思ひておりますけれども、このアンケートを踏まえて、具体的にどのような情報発信、あるいは取組をなされていくお考えなのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

#### ○（保健所）健康増進課長

本調査結果を基にした取組への改善ということになりますが、このアンケートの結果を見ますと、やはり年代の高い方につきましては、広報おたるや回覧板、新聞が大変有効だとわかっておりますので、アナログ的なものにつきましては、年代の高い方向けというふうを考えております。

一方、若い世代につきましては、新聞を読んでいないということもございしますので、保健所でお会いする若い方たちに、健診など各種相談等のチラシの中に、保健所のホームページやQRコードを載せることで、携帯を含めてインターネットを利用する方が多いと思ひますので、そういうところで情報を入手していただくことを考えております。

また、内容につきましても、アンケートを基にそれぞれの担当者がホームページの見直しを徐々に進めているところでございしますので、一遍に全部はできませんけれども、より多くの皆様にこのアンケートの結果を基に保健所が少しでもよくなったと思ひていただけるような情報発信に努めていきたいと考えております。

#### ○保健所長

1点補足させていただきます。

前半で委員が御指摘のアンケートの回収率等の問題でございしますが、地域診断事業はこれからも継続してまいり

ますけれども、アンケートの対象者をどのように抽出するかという手法につきましては、無作為抽出で今までもやってきましたし、これからも作為的な抽出ではなく、無作為抽出で行っていく予定でございます。

また、回収率が32パーセントでございますが、この考え方につきましては、札幌医科大学公衆衛生学の森教授に相談しながら、郵送法による回収率はどの程度であって、それと比較した場合に小樽の回収率はどうかであったかといったことを毎年検討しながら進めているところでございまして、回収率の増減につきましては、アンケートの中身によって上下するものであると伺っております。そういったことで、今後もこの形を続けてまいりたいと考えてございます。

#### ○上野委員

アンケートの無作為抽出はわかりましたけれども、回収率うんぬんで郵送だけがいいのかということと、実際に郵送ですと、私もいろいろなアンケートが来ますが、返信するのはやはりおっくうなのです。ですから今後は、郵送という方法が本当にいいのかどうか、また違う方法があるのかという検討があってもいいとは思いますが、それは別に強くは申し上げませんが、せっかくこのようにアンケートをとって報告結果が出たので、やはりこれを基にさらなるアクションを起こして、それをもう一回また検証して、この少数意見も含めてどのような意見になったかというのを、これが毎年行われる調査なのかどうかはわかりませんが、ぜひ今後、また報告書として見せていただいて、どれだけ評価が変わっているのかを見たいと思いますので、ぜひとも継続的な御努力をしていただきますようお願いいたします。

---

#### ○濱本委員

##### ◎街路灯維持管理費について

初めに、道路橋りょう維持費の関係で伺います。

決算説明書184ページの道路橋りょう維持費ですが、その中に街路灯維持管理費というのがありました。平成25年度の決算で約2,025万円の金額が計上されていますが、まずこの中身について聞かせてください。

##### ○（建設）建設事業課長

街路灯維持管理費の内訳につきましては、市道道路管理者が管理する道路照明の電気料とランプの交換費用、また支柱や灯部の修繕費用になってございます。

#### ○濱本委員

道路といったときに、普通は、車道と歩道が全て一体になって道路だという認識だと思うのですが、今の答弁の道路は、歩道も含まれているという意味ですか。

##### ○（建設）建設事業課長

我々が設置しています道路照明につきまして、その設置の根拠は、道路照明施設設置基準でございます。これにつきましては、設置の箇所として、こういうところへの設置を検討したほうがいいという内容が書いてあるのですが、基本的に車道を照らす部分ということで記載されていますので、我々の設置しているのは、ほとんどが車道を照らす形での設置が多くなってございます。

#### ○濱本委員

今、車道を明るくする、車道を照らすという答弁を聞いたのですが、それでは市内で車道に設置している数がどのくらいあって、どういう電灯なのか、その点についてお知らせください。

##### ○（建設）建設事業課長

建設部で管理している道路照明につきましては、市内に974基で、灯数としては2灯用などもございますので、1,109灯でございます。

また、灯具ですけれども、基本的にはナトリウムランプになってございます。

○濱本委員

車道を照明するというのはわかったのですが、主にどういう場所に設置するのか、車道でもこういう場所に設置するという基準があると思うのですが、その点についてはいかがですか。

○（建設）建設事業課長

場所的な部分でございますけれども、道路照明につきましては、連続照明と局部照明がございます。連続照明につきましては、市街部であって 1 日当たりの交通量が 2 万 5,000 台以上ぐらいの道路について検討しなさいとなっております。局部照明につきましては、信号機の設置されている交差点や横断歩道、また道路線形が急激に変化するような場所への設置を検討しなさいということになってございます。

○濱本委員

基本的には車道を明るくするということですが、そういうところに照明があった場合、歩道がある場所では、付随して副次的に明るくなるがあると思うのですが、実際的にそういう場所はあるのですか、ないのですか。

○（建設）建設事業課長

市道については、基本的に今はナトリウムランプですが、配光の関係で周りを照らす部分もございますので、高いところについていけばついていけるほど、周りに光が漏れる状況もございますので、結果的に歩道が明るくなっているところもございます。特に、北海道から道路の移管を受けた中央通などは、歩道を照らすような形で設置されている場所もあるところでございます。

○濱本委員

まず、決算説明書に書いている名称が街路灯維持管理費なので、単純に見ただけでは、ずっと話題になっている街路防犯灯と混乱するわけです。そういう意味では、今の時点になってくると、この名称が何か適切性を欠くのかなという印象があります。

街路防犯灯の話は、第 2 回定例会からずっと出ています。確かに小樽市が管理する市道の車道部分の照明もあるので、それが副次的に歩道を明るくしているということもあります。今、1 万 2,000 灯ぐらいある証明を LED にかえましょうといったときに、ここから先の部分ではリンクが必要だと思うのです。街路防犯灯は建設部庶務課ですが、道路照明は事業課で、確かに課が違うのでしようけれども、一つのパッケージとして、小樽全体の街路灯を車道も歩道も含めて設計していくとか、考える必要があると思うのです。決算特別委員会なので、先のことを質問してもこの場にはそぐわないので答弁は要りませんが、ぜひ、そのことを念頭に入れて、次のステップに進んでもらいたいと思います。決算特別委員会は、PDCA 言えば、間違いなく C の場所で、ここでの疑問を次のアクションプログラムに移してもらうのが大前提なので、期待しておりますので、ぜひともよろしく願います。

その部分で言うと、我々が見なければならぬのは、主には各会計決算説明書と事務執行状況説明書ですが、これには単年度のことしか書いてありません。事務執行状況説明書には、街路灯維持管理助成という項目があるのですが、この中には、例えばナトリウム灯が市道に幾つ設置されているかということは全然記載がないと思うのです。そういうものが対前年比でどうなっているのか、対前々年比でどうなっているのかということもないのです。それは、小樽市が連続してやっている行政を、お金の部分でも事業の部分をチェックしていく上で、やはりそういうものがないとチェックしきれないと思うのです。決算特別委員会では、次のアクションプログラムへ行くためにどういう経年変化になっているのか、そして今年度の決算は、昨年度と比べてこういうものが変わりましたという説明がきちんとされないと、我々としては質問のしようもないのかなという思いもあります。これは、本日の厚生・建設常任委員会所管事項の話ではなくて、全体の総括の話ですが、今の質問を通して、私のそういう感想があったということを御承知置きいただきたいと思っております。

## ◎除雪費について

次に、除雪費について伺います。

これについても、私は一覧表をつくってみたのです。決算説明書では、例えば除排雪業務委託料が今年度は約 7 億 8,631 万円、平成 24 年度は約 8 億 629 万円とつくるのです。22 年度が 6 億 4,587 万円で、23 年度が 6 億 7,378 万円で対前々年との比較で言うと、除排雪業務委託料委託費が 16.70 パーセントアップしています。また、対前年比でいくと 2.5 パーセントダウンと見るわけです。もっと言うと、22 年度は 6 億 4,587 万円に対して 1 億 4,500 万円の国庫補助金がありましたが、25 年度は 1 億 397 万円しか国庫補助金がないので、除排雪業務委託料に占める割合でいくと、25 年度は 13.22 パーセント、22 年度が 22.45 パーセントという違いが出てくるわけです。では、こういうものが実際にどこにあったのかという部分ですが、国庫補助金は全体の部分にかかっているのかもしれませんが、決算説明書では除排雪業務委託料の横に国庫負担金という項目で金額が入っています。22 年度に比率が 22.45 パーセントだったものが、25 年度に 13.22 パーセントまで金額ベースでも比率でも下がっていますが、この理由は何でしょうか。

### ○（建設）雪対策課長

この国庫補助金につきましては、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく雪寒指定道路に対して交付されるものです。基本的な全排雪路線の中で、その対象路線における作業の金額に 3 分の 2 が充当されるものですが、その年によっては、3 分の 2 が国庫補助金として来るかどうか、配分がどうなるのが全くわからない状況ですので、この国庫補助金については、年度により差額があるといった状況になっています。

### ○濱本委員

結局そういうものが、事務執行状況説明書にも、各会計決算説明書にも何もないわけです。皆さんからの報告ありません。決算特別委員会を開催するに当たって、厚生・建設常任委員会のそれぞれの所管の決算報告に関しては、特徴的なことも含めて事前の説明がないわけです。だから、こういう質問をしなければならないというのが、少し時間の無駄かと、前にもこういうことを言った気がしますけれども、そう思うわけです。

国庫補助金のことは今の答弁でわかりましたけれども、次に、事務執行状況説明書の中に排雪量があるのですが、括弧書きで貸出しダンプ分を含むという記載があります。また、決算説明書の除排雪業務委託料にも排雪量が書いてあります。例えば、平成 25 年度ベースで言うと、決算説明書には 72 万 3,970 立方メートルと書いてありますが、事務執行状況説明書では、103 万 3,123 立方メートルになっています。結局、私が不思議に思うのは、決算説明書と事務執行状況説明書がリンクしていない感じなのです。決算上の 72 万 3,970 立方メートルは、確かに除排雪業務委託料の部分の量だから、それはわかります。では、事務執行状況説明書には、103 万 3,123 立方メートルの中にこの 72 万 3,970 立方メートルが入っていますというただし書をしておく必要があるのではないかと思うのですがどうですか。

### ○（建設）雪対策課長

確かに、市の排雪にかかわる量だけが記載されているということですので、今後、貸出しダンプも含めて記載するかどうかということにつきましては、鋭意検討させていただきたいと思います。

### ○濱本委員

市民にとって除雪というのは、早く除雪してもらいたいとか、毎年いろいろ思いがあると思うのです。そういう中で、平成 22 年度と 23 年度の事務執行状況説明書の除雪に関する記載は、たった 2 行です。24 年度からは、大きな 1 番から 4 番ということで、いろいろなことを書くようになりました。それでも私はまだ足りないと思いますけれども、少しずつ改善されていることは評価するのですが、これから先は、先ほど私が指摘したようなことを含めて、もっと改善してもらいたいと思いますので、お願いします。

次に、貸出しダンプ制度の関係ですが、先ほど言ったように 25 年度ベースで 103 万 3,123 立方メートル運びました。貸出しダンプ制度があって、貸出しダンプの除排雪車両借上料については先ほども質問がありましたが、約 1

億6,566万円のうちの84.4パーセント、約1億3,988万円が貸出しダンプの借上料だということです。小樽市の除雪の事業の中で、この貸出しダンプ制度はいい事業だと思うのです。地域の人たちからもそれなりの要望があって、借上げの費用が年々増えているというのは、いいか悪いかは別としても定着してきていることは確かなのです。そうなったときに、事務執行状況説明書の中に、借り上げた車両の種類や総台数、1日平均でどのぐらいの台数が動いたとか、貸出しダンプ制度で排雪した距離数などの記載がないというのは、せっかくいい事業をやっているのに説明としては足りないのではないかと思うのですがどうでしょうか。ちなみに25年度ベースで、例えば貸出しダンプで排雪をした総延長距離数はわかりますか。

○（建設）庶務課長

距離については、今、資料がございませんので、お答えできません。

○濱本委員

答弁はともかくとしても、距離数みたいなものは、せっかく事務執行状況説明書をつくっているわけですから、やはり載せたほうがいいと思うので、ぜひ今後のためにも検討してもらいたいと思います。

もう一つは、貸出しダンプ制度では、ダンプは小樽市が備車をしてきて、それぞれの団体に配車してくれますが、積込み重機に関しては、それぞれの団体が自分たちで用意しなければなりません。ちなみに、平成25年度ベースで、申込団体の数は把握されているようでしたが、それぞれの団体が負担した積込み費用などは、情報として収集されているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

町会、団体の費用のことだと思うのですが、申請書が上がっておりますので、そちらについての金額はあります。ただ、一覧表になっているかという、今はなっておりません。

○濱本委員

貸出しダンプ制度を使って、それぞれの団体が払った積込み重機の総額について、概算で結構なので、もしもわかれば聞かせていただきたいのですが。

○（建設）庶務課長

概算については、今は資料を持ってきておりません。

○濱本委員

これについては、第4回定例会の建設常任委員会もありますし、これから雪も降りますので、そのときにでも聞かせてください。

貸出しダンプ制度では、ダンプは小樽市が備車して重機は自分たちで準備すると。本当は、手の回らない生活道路までも市民の安全のために、小樽市に100パーセント財源があるわけではないですから、お互いに協働しながら双方で協力し合いながらやりましょうというもので、私はいいい事業だと思っています。だからこそ、そういうデータをきちんと収集して、事務執行状況説明書にも記載してもらいたいと思うわけです、何回も言いますが。そうでないと、結局は何か、ただやっていますみたいな話でしかないのかなと思います。ぜひ、次年度以降の事務執行状況説明書に関しても、建設・厚生両常任委員会の所管部分を含めて、全体もそうですけれども、本日は総務部長もいらっしゃいますので、ぜひ検討してもらいたいと思いますが、総務部長、せっかくですから何かあれば答弁をお願いします。

○総務部長

今、濱本委員の御質問を聞かせていただきまして、決算説明書と事務執行状況説明書とがリンクしていないのではないかと御指摘など多々いただきましたので、十分吟味させていただきたいと思っております。

○濱本委員

最後の結論というか感想みたいな世界ですが、単年度の事業の内容を議会としてチェックをするだけでは、全体

の行政の連続性の中ではよくならないと思うのです。それは経年変化を見ながら中身が昨年とどう違いますということ、これを理事者の皆さんから説明を受けなければならないし、私たちも質問しなければならない。そして、次のステップに向かうというのが、この決算特別委員会のありようだと思うのです。そういう意味では、何となく単年度主義みたいな、また決算主義ではなくて予算前提主義みたいな行政の体質というのがかつてはあったと思うし、今も少しは残っているのだと思うのです。ですから、本日の決算特別委員会の私も質問で、そういうものが少しでも改善されて、来年の決算特別委員会が少しは変わっていることを期待して質問を終わります。

**○委員長**

自民党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。